

第二十四回 参議院文教委員会會議録第二十四号

昭和三十一年五月八日(火曜日)午前十一時四十一分開会

委員の異動

五月八日委員小幡治和君、岡三郎君及び飯島連次郎君辞任につき、その補欠として三木與吉郎君、村尾重雄君及び河井彌八君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君  
理事 有馬 英二君  
吉田 萬次君  
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君  
川口爲之助君  
鎌木 亨弘君  
白井 勇君  
田中 啓一君  
中川 幸平君  
三浦 義男君  
三木與吉郎君  
秋山 長造君  
安部キミ子君  
荒木正三郎君  
矢嶋 三義君  
高橋 道男君  
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

政府委員

文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工楽 英司君  
会専門員

本日の会議に付した案件

○本委員会の運営に関する件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしました。本日岡三郎君、小幡治和君が辞任され、村尾重雄君、三木與吉郎君が選任されました。

○委員長(加賀山之雄君) 理事会の経過について報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案についての請願の取扱ひに關し、昨日委員会で御要望がありました。が、本件については、関係請願が一応十二日に付託されますので、その後の適当な機会において議題とすることにいたしました。

秋吉台の爆撃演習地としての接収問題に關する緊急質問につきましては、本会議での緊急質問という方法も考えられますので、その間の事情を見て理事会で協議することにいたしました。明九日の委員会開会については、理

事会で協議を行いましたが、いまだ決定に至らないでおります。本日、委員会散会後再び理事会で協議を行うことにいたしましたと思います。以上でございます。

○委員長(加賀山之雄君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、同法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括して議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 質疑に入る前に、ただいまの委員長理事打合会の決定について、お尋ねと御要望を申し上げます。と思います。

明水曜日の委員会の開会については、委員長理事打合会でまだまとまっていなくて、本委員会終了後御協議なさるとのことでございますが、これは委員長御承知の通り、国会末期になりまして、各党の間でいろいろ打ち合せ、議員總會等が必要でございます。そののみならず、最近、まあ委員長非常に精勵格闘で、早期から夕刻まで連日委員会を司会されている御熱意には敬意を表するわけでございます。が、われわれも議員としてのいろいろの他に仕事もありまして、また質疑するとなりますという、前日、あるいは前々日の政府側の答弁を検討して、そして質疑をするということにならなければ、実のある質疑ができません状況であって、要するところ、全く忙殺されている形でございます。従って、

委員長理事打合会では、私は水曜日の委員会の開会というのは、これは前例のないことですし、ぜひその点だけは一つお取りやめ願いたいと思います。さらに、審議日数の点についても、われわれきめられた日にはできるだけ確実に出席して実質的に十分審議を尽くしたい、こういう気持ちでおりますので、あれこれ勘案されて適当なる審議日数を出していただきたい。こういう点、質問に先だつて特に御要望申し上げます。これは答弁要りません。

次に伺いたい点は、昨日、私質問するに当たって必要でございますので、誤解に基づく論陣を張った新聞の資料を出していただくようにお願い申し上げます。おきました、今この時まで私の手元に届いていないのですが、いかようになっておりますでしょうか。その点お答え願いたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) ただいまよく調べておるところでございます。まだ本日まで提出いたしておりません。研究中でございます。

○矢嶋三義君 その調べているということは、なかなか見つからぬということですか。

○政府委員(緒方信一君) 調べた上で提出いたします。

○矢嶋三義君 先般の総理に対する総括質問の際における一番大きな質問内容は、この法案に対する世論の動向というものが、私は一つの大きな重点的な質問だったと思う。それに対して、文

部大臣及び総理大臣も、今の世論を形成している要素というのは、法律案の誤解に基づくものと、そういう新聞論調が非常に多いということ、答弁の最も大きな軸とされたことは各委員の御承知の通りです。従って、その点私は究明するために、誤解に基づく論陣を張ったのはどういふものがあるか、資料として出していただきたいということをお願いしたのですが、総理大臣の総括質問のときに、あれだけの答弁をされる以上は、右から左に私は資料がなければおかしいと思うのですがね。

先般要求したのに、昨日も申し上げたように、朝日新聞のものが一つ出てきただけで、追加要求をした、ところが、今朝は、今調査中だというのは、どうもおかしいと思うのですがね。いつ出せるんですか。

○政府委員(緒方信一君) この前の御要求がございましたので、直ちに朝日新聞の論説二つを代表的なものとして提出したわけでございまして、これはそう時間をかけずに出したわけでございます。さらに補充的に御要求がございましたので、さらに調べて御提出申し上げます。かように申し上げておる次第でございます。その点御了承願います。

○矢嶋三義君 今日夕刻まではいただきますね。念のため承わっておきます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 夕刻までというわけにはこれは参りません。よく調べまして、重要なことですから、提

出はいたします。

○矢嶋三義君 先般来答弁されたところによりまして、私はたくさん資料を持っておられると思つて御要求申し上げたんですがね。質問が関連して参りますので、私はそれに關しては、今日ではそれは避けます。今朝出せるものと思つて私は参つたわけなんです、その質問は、そろつてからの方がいいですから、その点に關する限りはあとへ回しますが、いつまでも研究々々で出していただければ、質問するのに困るのですが、今日夕刻出せぬといえ、明後日の委員会の開会までは間違ひなく出していただけますね。

○國務大臣(清瀬一郎君) いやしくも出す以上は、私が責任を負わなければならぬ。夕刻までは皆さんの御質問に對して答弁しておるので、寸刻も時間がない。夕刻まで出せとおっしゃるのは、日本じゅうの日報新聞が百二、三十ありますので、それは御無理の要求だと思います。しかしながら、朝日新聞は日本においての最大新聞であります。代表的にその二つの論文を出して、どこが間違つておるかを指摘いたしております。これと類似のことがたくさんあるのです。民主主義、中立主義、地方分権主義は一掃しておるといふのです。一掃はいたしておりませんよ。これは間違ひです。同様な論がたくさんあるのであります。ただ新聞の数が多いだけが能くやごさいませんで、この御審議の進行に御参考になるものを精選しようと思つたのです。晩までここにおるのに、きょうじゅうに出せとおっしゃるのは、これはあまりに性急なことだと思います。

○矢嶋三義君 大臣がやるのではない

し、幸いにあすは委員会はないということでしょう。次の委員会までに御提出をぜひお願いいたしておきます。

そこで質問に入りますが、私は先般總理に締括質問の場合若干お尋ねをいたした機会をお与えいただきました。本法律案については、文部大臣に質問申し上げるのはきょうが初めてでござい

ます。今までは関連質問であつたわけでございますが、これをまあ検討してみますという、関連法律が、提案理由を見ますと、二十ばかりあるよう

です。ずいぶん広範な影響性を持つて

いる法律案でございまして、立法技術の面からいいますと、また日本の教育

國民に及ぼす深き、幅というものは、私は教育立法としては、その内容から

たのに、今早速これほどの法律案を出さなければならぬ現実の必要性というものを、いかようにつかまれたか

と、世論がいろいろ起つてゐるだけに、國民も納得しかねると思つたので

す。従つて私はその立場から伺いたいと思つたわけ。それを伺つて、私に与えられた範囲において、内容に若干

触れたいと思ひます。

さらにそれに入る前に、先般の関連質問の一つの締めくくりとして私は伺

いた点、先般でもお話が出ておりましたように、今までの質疑で、ある

いは東京あるいは関西の随分、学長のこの法案に対する見解とか、あるいは

三十になんとなんとする教育関係諸団体のこの法案に対する批判的な意見に基

く請願、陳情とか、あるいは全国の二千近くになんとなんとしておりますが、

教育學者、まあ學者の方々のこの法案に對する御意見、そういう世論を大臣はどういうふうにかえてゐるかとい

うことが、繰り返し質疑されたわけでありますが、その段階において、私は一

つの締めくくりをしたいといふのは、先般私が文部大臣に質疑をした場合に、

ちよつと讀んでみます。「動きがある。放送法の改正は言論・宣伝の自由の原則を害するものではあるまいか。教育委員

会制度の改正法案並びに教科書法案のごときは、教育に對する国家的統制の思想を含む立法ではあるまいか。言

論の自由・思想の自由・教育の自由を尊重することは、自由主義國の基本的原則であつて、その点において共產主義國

家もしくはファシズム國家の行き方と全く異なるのである。終戦までの日本の状態は、國家權力による言論思想の統制と教育の画一化が甚だ顕著であつて、それがどれほど民主主義思想の發達を害したかわからない。終戦後の改革は政治と教育を分離し、國家權力の統制・干渉から教育を守る体制を作り上げたのであるが」と述べて、そして

一行飛ばして、この項に關する結びとして、「過去の國家主義日本への復讐の傾向を示すものではあるまいか」と、きわめておだやかに含蓄ある表現をもつて警告を發しておられます。これは実に私はびっくりだと思つたのですが、大臣の御所見を重ねて伺ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 学長は非常に慎重な用語で、過去の國家統制に歸するのじやあるまいかと心配なすつておるのであります。私もよく注意をしなければならぬと思つております。しかし私は意見は異なつてゐます。私は過去の國家統制には戻そうとは思つておりません。けれども学長が御心配下されることを非難するわけにはいきません。

きりと伺っておきたい点は、この告辞は非常にりっぱだと大臣認められました。私は、いやくも一國の総長あるいは学長というものは、これは政治、外交、経済、すべてに相当突っ込んだ意見を開陳しているわけですが、こういうことは望ましいことだと認められてしかるべきことであって、国家権力によってこういう傾向を抑制するがこととは断じてあってはならない。

は、はつきり伺いますが、けっこうです。ね、こういう批判的な演説を総長、学長が学園内でされるというのを好ましくないものとして、文部省的な一つの圧迫感をもつて総長、学長に對処するとうようなことは、絶対に私はあつてはならないと思うのですが、その点はつきりお答えおき願いたいと思います。

つ段階はありますが、これが全く横に切つたようなものであつて、日本のような一つの言葉を使い、一つの民族である日本の教育行政としては連携がない、全体を一つのエンティティとしての連携を保つという考えを持ちました。これは四番目になりますか。そういうもののすべての行政は、簡素で、簡単にしたいという考えが五つであります。県の教育委員会の委員の数を減したり、あるいはまた町村においては教育長を委員のうちから選定するといったような考えは、この簡素ということでありま。今回のような改正を思い立ちましたのは、きのう川口さんのお問ひに對して私が答へましたように、昭和二十七年地方にまで教育委員会が行き届いたその瞬間から、教育委員会というものは世論的、各方面からの研究も出、また特殊の委員の答申もあり、われわれ党内においてもいろいろ議論がありましたから、これを研究して立てたのであります。が、最小限度……まだほかに付け加えますが、外国の経験も利用いたしました。最小限度の五つぐらいのことをやる方がよからうというので、この法案を組み立てておるのでございます。

その点については、私は文部大臣は認めたのだと思ひますので、それを伺うことと、それから私があつて冒頭にこれを出したことは、今、日本で言論の自由というものが言われておりますが、総理もそれを保障すると言われておりますが、これだけの発言を生徒に對してなし得る日本の学長が何人あるかということ。国立大学七十二ありますが、文部省の抑圧におひえて、いわゆる新制大学の学長などはこういうことを学生に言ひ得ない状況にあります。ことに学芸大学の学長等に至つては、非常に自分の思うことを言えない状況になっている。

次に質疑をいたしますが、それは先ほど申し上げましたように、この法律案の前提をもちよつと伺うわけですが、大臣は、市町村まで教育委員会が設置されたのは御承知の通り二十七年の秋でございませう。で、三年有余しか経過してないわけですが、事、教育のこと、その制度というものは朝令暮改であつてはいけないというところは言うまでもないと思ひます。そこで私詳しく承わりたい点は、にもかかわらず、今日このときにこれほどの内容を持つた教育制度の改革、この法律案を必要としたおもしろい理由を項目をあげて、おもしろい理由ですから、項目をあげてお答えを願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

私は果してこれで学問の自由とか、あるいは言論の自由というものが保障されていゝと云えるかどうか。また一國の将来の盛衰に影響を及ぼすところの一國の大学の学長がそういうことではないのかどうか。それであつたならば再び私はかつてのあやまちを犯すのではないかと若干私は懸念をいたしております。そのときに、先般文部大臣が、教育関係の人があまり政治に關連あることについて発言するようなのは慎しんでもらいたいという意味の発言がありましたから、私はそれをまあとらえたわけでありまが、こういうこと

○矢嶋三義君 私は内容的なことを、さつきから繰り返しておるやうに、ここで言う考えはないのです。やるのだったら、あなたと矢内原さんと對決してやつていただかなければ欠席裁判になりますし、それからまた人の言つたことを中心にこの委員会であつたと

○矢嶋三義君 はい。

○矢嶋三義君 昨日川口さんのお問ひに對して申し上げたところをまず引用いたします。それからその細目に入りましては、大よそ次の五つぐらいなことを眼中においております。一つは、今日の地方教育行政は、一般行政との間の調和が十分じゃございません。各府県においても市町村の段階においても、町長及び町議会の

○矢嶋三義君 第三番目ですか、二番の説明ですか、今言つてゐるのは、三番……一番初めが調和のことを言つたのです。第二が中立性のことを言つたのです。第三番目が安定のことを言つたのです。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。

○矢嶋三義君 質問を續けていくに當りまして伺ひたい点は、昭和二十三年四月、教育刷新委員会が、教育委員会制度について建議をなされております。そして今度廃止されんとする教育委員会法は二十三年の七月十五日に成立をいたしております。この教育委員会法の立法精神というものは堅持しながら、今言つた五つの要求を満たすために、今度新たにこういう法律案を提案された、こういうことですか。



ておったわけです。そこでこの教育委員  
員会法が出てきたのは、私は政治権力  
からの独立ということが一つの大きな  
ねらいになっていると思うのですが、  
いかがでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一般の行政  
とは別に教育委員会なる合議体で執行  
しようというものはその通りでござい  
ます。それからまたあなたの御郷里の  
熊本のことやはり承知してございま  
す。(「大分だ」と呼ぶ者あり) 政争の  
激しい県でございまして、あなたの  
おっしゃるようなこともあったのは事  
実と私も考えます。

○矢嶋三義君 そこでさらに伺います  
が、政治権力からの独立と、それから  
教育文化というものが、文化国家建設  
を指図しているところの憲法を抱いて  
いるのが国において、これが不当に輕  
視されないように、特に財政的立場か  
ら日本の民主教育を育てなければなら  
ないという立場において、先ほど大臣  
が触れましたような原案送付権、いわ  
ゆる二本立案の提出というような形が  
私はこの法に残されておったと思うの  
です。これはもう何う必要はないと思  
います。ところが大臣は第一の理由と  
して、一般行政と教育行政との調和が保  
てないから、こういうことを言われて  
おりますが、そこで私が伺わなくちゃ  
ならぬ点は、全国の都道府県教育委員  
会において、保てないからこの二本立  
案を議会に出して非常に支障を来たし  
たような例というのはどのくらいある  
のか、あるいは全国市町村の教育委員  
会においてこの二本の予算を議会にお  
いて問題にした場合がどの程度あるの  
か、これの正確な数字を伺わなくちゃ  
ならぬと思います。私は、若干意見

が入りますが、私が見えるいは聞いて  
いる範囲内においては、それは若干の  
県においては、確かに二本立の予算に  
おいて文教予算を守るべく議会と若干  
議論をした場合もございまして。しかし  
破局に導いた例というものは承知いたし  
ておりません。大部分の教育委員会、  
特に市町村教育委員会というものは、  
これは伝家の宝刀として持つていま  
るだけであつて、これを抜いたところ  
の市町村教育委員会はきわめて少い。  
ただ発足当時、たとえば町村長の選挙  
をする、そうすると町村長の選挙に負  
けた人が、今度教育委員になった、そ  
のときの選挙の感情から教育委員会の  
教育委員あたりになられて、そして首  
長選挙のときのしりが残つておつて、  
そして個人的に若干摩擦をしたよ  
うな場合を私は聞いております。これ  
は制度が悪いのじゃなくて、人間の弱  
点でございまして。ところが二年も三年  
も経過するに當つてそういう人間的な  
弱点から来るところの摩擦というもの  
のが漸次なくなりつつあることは、絶  
對に間違いない。絶対に間違いない。  
これは私は責任をもつて申し上げま  
す。そこで私は先ほどの大臣の御答弁  
をいただきます。一体どのくらいある  
のか、責任ある数字をもつてお答え願  
いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今まで調べ  
たところでは五県に事件が起つており  
ます。

○矢嶋三義君 どこどこですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 福岡県、滋  
賀県、島根県、またもう一度滋賀県、  
奈良県、事件として二本立予算を出  
し、また粉砕したのはそれだけであり  
ます。

○矢嶋三義君 市町村は……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 非常にたく  
さんにわたりますので、手が届いてお  
りません。

○矢嶋三義君 それなら調べたらよろ  
しい。非常にたくさんな数字について  
も、日本の今の市町村は合併なんぞさ  
れておるから、もう一万をずつと割つ  
ておるはずだ。この法案を出す以上  
は、市町村の二本立の予算がどのくら  
い出たかという数字がわからないとい  
うのは心外千万ですが、どのくらいあ  
る予定ですか、そこを調べていただき  
たいと思います。今、数字を持つてお  
られないならどのくらいの程度と予想  
されておるのか、その程度を承わつ  
て、正確な数字は後刻承ります。

○国務大臣(清瀬一郎君) 市町村の今  
の数は五千五百六十六でありまして、昔は  
一万以上あつた。一万以上あつた時代  
にはこの法律があつたのですから、  
追つて調べられるだけは調べて申し上  
げますけれども……。

○矢嶋三義君 責任がないぞ……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 何しろ県に  
おいてこれだけの問題があるとすれば  
問題だとわれわれは見えております。

○秋山長造君 市町村の例も問題です  
が、その前に、今御答弁で、府県の中  
で五つそういう例があるというお話で  
すが、その県側と教育委員会とがそれ  
ぞれの予算案をもつて対立した場合で  
すが、その結果がどういうふうについ  
ているのか、その点もあわせてちょつ  
とお伺いしたい。

が、御要求でございましてので簡単に申  
し上げますと、福岡県の場合は本年、  
三十一年度の予算に關しまして問題が  
起つております。これは教員定数並び  
に教員単価につきまして、教育委員会  
の案と知事側の案とが対立いたしました  
と、それが県議会ですらうして成立し  
たしませんが、そうして審議未了に相  
なつております。従つて知事は原案に  
よつて専決をいたしてございまして、そ  
の後の状況を聞いてみますと、教育委  
員会と県側とで——県側と申しますか  
知事側とで、両者で教員の実態調査を  
やつております。こういう状況のよう  
でございまして、それから滋賀県につ  
きましては、昨年の十月に条例案の提出  
をめぐつて粉砕いたしました。昨年の  
九月に、知事側では財政再建のために  
教職員の定数の整理をするというわけ  
で、そのことにつきまして教育委員会  
に對して協力方の申し入れがございま  
した。その人員につきまして教育委員  
会側と知事側との意見が対立いたしま  
して、最初原案送付が教育委員会側か  
らございまして、従いまして紛  
糾を重ねたのでございまして、結論  
的には、その後教育委員会から原案を  
送付いたしまして、議会で提案いたし  
まして、それが可決になったと、かよ  
うなことでございまして。

○秋山長造君 しまいのところをはつ  
きり……。

○政府委員(緒方信一君) 議会で提案  
されまして、それが可決された……。

○湯山勇君 どちらの案……。

○矢嶋三義君 これは知事の案が可決  
されたことは間違いないですね。

○政府委員(緒方信一君) 結局教育委  
員会から原案を送付いたしまして、そ

れが可決された、こういうことでござ  
います。その間紛糾を重ねて折衝を続  
けました結果、そういうことになつ  
た、こういうことでございまして。

それから島根県は三十年の八月で  
ございまして、対立予算が出まして、知  
事側はこれは教職員の昇給昇格につ  
いて期間の延伸が主張されました。教育  
委員会におきましては、その延伸に反  
對であるということで対立いたしまし  
て県会は紛糾いたしましたけれども、  
結局教育委員会側の案は否決されたの  
です。

それから滋賀県につきましては、  
二十九年三月でございまして、三十  
年度の予算の編成に當りまして、同  
じく教員定数をめぐつて対立予算が提  
出されまして紛糾を重ねました。いわ  
ゆる二本立予算として、議会で教育委  
員会の予算が付記されて出されたわけ  
であります。これは小中学校、高等学  
校全部にわたりますが、その定数につ  
きまして、知事側と教育委員会側とで  
開きがございまして、結局教育委員会  
の案は本会議で否決されました。

それから奈良県におきましては、二  
十九年二月でございまして、三十年度  
予算の編成に當りまして、やはり教員  
定数をめぐつていわゆる二本立予算に  
なつたわけでありまして。これも両者の  
主張に開きがございまして、知事側  
は結局教育委員会の案を付記いたしま  
して、いわゆる二本立予算として県議  
会に提出いたしました。これは知事  
案の通りに可決されました。

まあ概況を申し上げますと、以上の  
ごとくであります。

○秋山長造君 今顯著な例の御説明が  
あつたのですが、今承つたところで

は、これは特に地方行政の不調和を来  
たしているということには当たらないの  
ではないかと思うのです。(「そうだ」  
と呼ぶ者あり)この程度の問題は、こ  
れは地方政治の上においては何も教育  
の問題に限らなくても、県会をめぐつ  
て始終ある問題でして、大よそ行政に  
携わり、政治をやる限りのものが、自  
分の仕事をやる過程においてこの程度  
の問題やめごとがあるのは、これは  
当りまえの話だと思ふのです。まして  
この教育問題というのは、何といいま  
しても地方行政においては相当なこ  
れは比重を占める部門ですからね。し  
かも予算額その他においても相当な比  
重を占めておられるのですから、その問題  
をめぐつてこの程度の意見の対立相剋  
があることは、これはもう当然過ぎる  
ほど当然だと思ふので、問題はただそ  
れがもういつまでももたまたまで、そ  
のために地方行政というのは機能を  
停止してしまうというようにすることに万  
一なる例が多いならば、それはその場  
合に初めて、現在の制度では地方行政  
の調和がとれないからという理屈には  
なりませんけれども、これはみなそれぞ  
れにしかるべくこれは解決をしている  
のです。別に国の手をわずらわさぬ  
でも、地方において県会が中に入つて  
それそれ結論を出して一応落ちつく、  
ところに落ちついておるのです。ただ一  
つ例外は福岡県の場合、福岡県の場合  
はごく最近の問題ですけれども、これ  
ですら結局県側とそうして委員会側が  
歩み寄つて、この問題の起つたそもそ  
もの前提がはつきりしていない、福岡  
県における教員定数というものの実態  
がはつきりしていないところから、  
問題が起つておるのだから、双方で

協力して教員の実態調査をやつた上で  
一つ結論を出そう、こういうことに今  
の局長の御説明ではなつてゐるのだす  
から、これまたおのずからそこに調和  
というものがとれつつある段階です。  
だから、これだけのたまたま、しかも  
とるに足らない例を持ち出して、しか  
るがゆえに教育委員会というものが予  
算の提案権を持つておつては、これは  
地方行政を攪乱する、紛糾させると言  
うことは、私はちよつと理屈にならぬ  
のじゃないかと思ふので、かりに文部  
大臣のおっしゃることに百歩譲つて、  
そうして文部大臣のおっしゃつたよう  
な調和という考え方でいきますなら  
ば、これはもう昔の大政翼賛会と同じ  
考え方だと思ふので、問題があるのを  
あえて問題に目をつぶつて、そうして  
制度だけを、もう問題が起らないよう  
に紛糾させないように制度だけきちつ  
ときめて、そうしてこれで問題がなくな  
つたのだ、こういう解釈と同じで、  
実際には問題がたぐさある。ただそ  
の問題の口をきつてしまつて、そ  
うして問題のないようなルートだけを  
開いて、そうしてそれに無理やりに乗  
せていこう、私はこういう考え方は非  
常に安易な考え方ではないかと思ふの  
ですが、その点文部大臣はどういうふ  
うにお考えになりますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今簡単に数  
字だけ申し上げたのでありまして、福  
岡県のごときはもう地方で非常な大騒  
動であります。けれども、つらつら考  
えるという、一体府県というものも  
市町村というものの一つの公共団体な  
んです。ちよつと国の予算をわれわれ  
が議するのと同じことであります。こ  
こでも教育予算だけを別に切り離し  
ちゃおりません。歳入の方を少しも考  
えない教育委員会というのが別に  
おつて、そこでがんばるといったよう  
なことは、ちよつと昔の軍部が統帥権  
獨立で無理に予算を取つたのと同じよ  
うな格好なんです。かりにも一つの公  
共団体とした以上は、みな公共団体の  
機関で仲よく一つ予算を出すというこ  
とが、これは私は当然じゃと思ふので  
す。(「そういう説明じゃだめです」と  
呼ぶ者あり)収入の方を少しも――ま  
たその権利もなし義務もない。外国で  
は教育だけの課税をして収入を取ると  
ころがある。けれども、日本ではそう  
は行つておらぬのです。ただ使つた  
けを一つの委員会にまかして、まかり  
間違えればその案を出していくといつた  
ようなことは私は正常なやり方ではな  
い、こう認めるのであります。

○矢嶋三義君 これは非常に掘り下げ  
ておかぬといけない点ですから一言  
やつて、質問していただきますが、大  
臣、私は大臣に確かめたい点は、都道  
府県教育委員会は昭和二十三年に発足  
しているのです。秋に。そうして現在  
まで四十六都道府県、予算案を作つた  
総数は三百六十八です。その中にこの  
法律案を提案する原因となつたこの不  
調和を来したのがゆえの事故として五  
つあげられた。三百六十八の中の五つ  
です。よ、パーセンテージでいけば一・  
三％、これが件数として重大視しな  
きゃならぬ数的根拠を持つたたぬか  
ということが一つ、それと市町村の  
教育委員会については、二本立の予算  
案の提出によつていざこざを起したの  
があるかないかという調査をされてい  
ないかというところの不用意さ、この数  
的な面からの問題と、それからもう一

つは、今度は内容面でもしこういう改  
正をやつたならば、清瀬文部大臣のそ  
の名は、日本の教育財政を危機に陥れ  
た日本の教育史上の一つの大きな山と  
して長く歴史に残るでしょう、日本  
の。というところはですね、こういう伝  
家の宝刀がなければ教育は守れないと  
いうところから出ているのでしょう。  
先ほどの五つの県の説明からですね、  
守れないという立場から出ている。と  
ころが三百六十八の予算を組んだわけ  
ですが、その大部分は忍ぶべからざる  
点を忍んで調和を保つて予算を成立さ  
せて執行してきているのです。非常に  
私はけつこうなことだと、かように考  
えているわけですが、それで御答弁いた  
だくわけですが、福岡の場合をあげて  
みますがね、これは私はよく知つてい  
るから聞き捨てにならぬと思ふ。実情  
の一端だけ申し上げておきます。こ  
れは教育を守るためには、これだけの  
教員定数が必要だと、またこの程度の  
予算を福岡の県財政から組めるという  
立場から教育委員会は案を出したわけ  
です。ところが知事は納得できないとい  
うので二本のものが出たわけでしょう。  
そこで県教育委員会と議長とが話  
し合ひをしてまとめる道もあるわけ  
ですが、知事は、県側はどういう態度を  
とつたかという、議事の引き延ばし  
作戦で、県会を開けば多数決で教育委  
員会の方が成立するのです。はつきり  
と。ところが知事は自分の所屬してい  
るその党派の方々を動員して、そして  
議事引き延ばしで県議會を開会させな  
かった。そして時間切れに持つていつ  
た。そこでこれは不成立となつた。そ  
うして事もあらうのに、土屋知事は一  
年間の予算を専決処分にした。これは

自治庁の後藤財政部長もびつくりして  
いますよ。この間もこの委員会では  
ちよつとやつたでしよう。後藤財政部  
長が非常に異例だ。そんな、二、三カ  
月の専決処分ならわかるが、地方財政  
を一年間専決処分にするということ  
は希有のことで普通でない。従つて知  
事としては、一年間の専決処分はした  
けれども、早急に議會を招集して、県  
議會を招集して、そうして野黨側  
も――野黨側は多数ですが、それがの  
んでいただけるような早く妥協案を  
作つて県議會の承認を得なければなら  
ぬ。そうしないで一年間の専決処分を  
したままでいつたならばいかぬと、こ  
う言つておる。むしろ非はこれは土屋  
知事側にあるのですよ。そういう事情  
を知らぬ人は、今のあなたの方の説明を  
聞くと異様な感じがすると思ふ。要す  
るところ、ぎりぎり一ぱい、これだけ  
の教育は守れないという立場から、三  
百六十八件のうち、こういう五つの事  
件が出てきているわけですから、この  
五つの例をもつてその一般行政との調  
和がとれないので、これだけの根本的  
改正をしなくちゃならぬというのには納  
得できないと思ふのですが、文部大臣  
は福岡のそういう事情は御承知になつ  
ておられるのかどうか。それからさつ  
き申し上げましたように三百六十八の  
うちのたつた五つなんです。それがそ  
れほどの数字というものは重視しな  
ければならぬ数字か。それから市町村  
については、数字を持つておられない  
ということについて不用意とお考えに  
ならないかどうか、それだけ一応承  
わつて、他の委員が質疑があるようで  
すから、他の委員の質疑を承わつてさ  
らに質疑をいたします。

であると思うのです。しかし、私どもが承知をしている限りにおきましては、また先ほど文部大臣が説明をされた限りにおいても、この二本立予算の提出というものが地方行政に非常な不

調和を来たし、非常に困った事態を起しておるといふふうには考えないわけであります。この問題については、この法案を提出された文部大臣は相当実情について深い調査がなされておると私は思うのです。先ほど抽象的に、抽象的に歳入のことを考えないで教育予算を一方的に組む、これはかつての軍

の構案に類するものだ、こういう抽象的な言葉で表現されても、それは何ら根拠がないんです。果して教育予算、教育委員会の提案したもののが不当なものであったかどうか、そういうことが私は検討されて、行き過ぎたものであるかどうかということが検討されて、そしてこのことが地方行政を非常に

困らしてやるのだ。こういうことになれば、それは相当考えなければならぬ問題が起つてくると思うのです。しかしそういう検討もなされないで、抽象的に二本立予算があるということ、軍の独立と同じなんだ、こういうことでは合点がないわけなんです。そこで先ほど五つの例をあげられました。これはほとんど表裏、裏表の問題

は教員定数をどうきめるか、こういう問題に關係をしておるように思うのです。そこでこれらの県において教育委員会が要求をした、二本立として提案をした教員定数の中身というのが、それが妥当なものでないかどうか、それがまず第一点検討されていなければならぬ、私は思うのです。そういう

意味で二本立予算を提案された各県の

教育委員会の要求、こういうものが不當なものであったかどうか、これは十分な説明を私は要求しなければならぬと思うのです。そういう意味で文部大臣の答弁を私は求めます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はこれらの事例で教育委員会側の主張がよかつたか、あるいは県の主張がよかつたか、そのメリットを中央のものがここで批判的に言うべきじゃないかと思ひます。ただし、かような二つの対立が起つて紛争があるということが望ましくないので、こう考へておるのであります。

○荒木正三郎君 私は非常におかしいと思うのですが、今度の政府が出しておられる法案の中には、二本立制というものを廃止されている、こういうことから教育予算が一般行政費の従属的な立場に置かれるのじゃないかという声が相当あるわけなんです。ですから地方の行政について、中央があれこれ批判するのはよくないとおっしゃっておりますが、私はここで批判を求めているのではないのです。その二本立制を廃止されております。そういう法案を出しておられるわけなんです。しかも廃止されておられる理由は、行政の調和をはかるのだというところにあるわけなんです。そうすれば、現在まで行われた二本立の問題について、果して教育委員会の考え方あるいは主張というものがあるものであったかどうかという点については、この法案を作るときに十分検討されなければならぬと思うのです。教育委員会が出したそういう要求が教育の最小限度を守るぎりぎりのものであったのか、非常にせいたくなものであったのか、そういうことも検討されないで、私は二本立を廃止する

という結論は出てこないと思う。これ批判すべきでないというふうなことでお逃げになることは私は許されなかつた。ですからそういう点については、この法案を出された文部大臣の責任として、教育委員会が二本立予算を要求した、その要求が不当であつたかどうか、これが地方の行政全般を非常に阻害したというならば、阻害している実例をあげてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお問ひのうちに、教育の予算を従属的というお言葉を使いましたが、私はそれは考へていない。一つの公法人、公共団体の中の予算の一部分であります。一つのエンティティであります。私はその見ている。そして一つの公共団体には一つの行政、一つの予算あり、こう考へております。われわれがこの改革を考へた理由は二つです。区別すれば、一つは、過去数年にわたる悪影響、もう一つは、公法人、世論から見ると、一つの公法人には一つの予算にすべきものだ、この二つであります。御了解を願います。

○荒木正三郎君 世論がどうである、あるいは予算が一つでなければならぬ、それは二本立であつても予算は一つです。結論として……そこで私が尋ねているのは、現行制度において執行されてきた二本立の制度はいけなかつたのか、あるいはよかつたのか、そういうもう実験を経ておるんですから、どういふ判断を文部大臣はせられたかという点です。文部大臣は抽象的には悪いのだというところをおっしゃっております。しかし抽象的なことでは困ると言つておるのです。で、

現実には二本立予算が出されたのは五つの例があるわけなんです。ですからこういう二本立予算の教育委員会の要求が不当であつたかどうか、この判断なくして私は結論は出ないと思うのです。そういう意味で十分検討されておるはずであると思ひます。ですから何もお考えにならないでも、検討された結果をここで率直に言つていただければ、私はいいと思ひます。今の答弁にはごさいませんので、重ねてお伺ひしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたと立場が少し違ふのです。この片一方の教育だけを考へれば、教育予算は多々ますます弁すで、多いほどいいのです。○荒木正三郎君 私はそういうことを言つていない。

○国務大臣(清瀬一郎君) まあ聞いて下さい。あなたが御質問になつたから私は答えておるのです。答えておる間は聞いて下さい。教育だけの立場から見れば、教育の予算は多い方がいいのです。しかし県の責任をもつて健全財政をやろうということであつたら、また別の尺度があるのです。でありますから、どの立場に立つてそれを批判すべきかという尺度が二つあるわけなんです。それゆゑに今われわれが、あのときは定員をふやす方がよかつたのだとか、あるいはあのときは赤字解消がよかつたとか、そういうことをここで申し上げることは益がないと思ひます。一つの尺度でいけるものであつたら、簡単に価値判断ができますけれども、二つの尺度がここにあるのです。しかしながらこれを模範しまするのに、本来は、その二つの尺度を県の

程度で一つにして予算提案をすべきものであつたのです。今度の案は、第二十九条にそれを一つにして予算は一本で県会に出すという工夫をしておるんです。過去における県と教育委員会の争いがどちがよかつたということも、ここで採点することは私は不可能でもあり、益がないことと考へます。これがお答の一つ。

それからもう一つは、道理の上において、ただいま田中君からもる御説明がありましたが、わが国のような地方自治体の発達において、公共団体は一つの主体であります。これに予算提案権が二つあるということは道理においてもよろしくない。この二方面から法案を編成しておるのであります。今さかのぼつて奈良県における争ひは、これは教育委員会がよかつたのだとか、あるいは福岡県の争ひは、知事の方がよかつたのだとか、そんなことを私は判断する力を持つておりません。(内容はどうだつていうことを検討したか)と呼ぶ者あり。

○荒木正三郎君 ただ、こういうことは考へておく必要があると思ひます。教育委員会が、もちろん私も教育費というものは、地方財政から切り離して勝手な要求をしていいという考へは持つておりません。これはだれだつて一緒だと思ひます。そういうことは言うまでもないと思ひます。しかしこういう制度を残しておくというところが、過去の実例から見てもいいか悪いのかというところが私は問題になると思ひます。二本立の予算を実施した、そういうことが採用されておるといふのであれば、これは私は考へなきやならぬと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 先刻以来事実をもつて答へました通り、昭和二十九年以来毎年、たつた四十数県しかない日本において、二つの紛糾の種となつておるのでございます。日本人同士でありますから、また学校があるものでありますから、学校の経費はしまいにば出さなければならぬのです。

ぬと思う。そうでなしに最小ぎりぎりのところを守つていつているのだというふうな判断をすれば、こういう制度は残しておこうという考へに私はなつていくと思ひます。そういう意味でやはり教育の二本立予算が提案された実情、そういうものは文部省として十分それは検討されなければならぬと思ひます。たとえば、私は一つの例をあげますが、本年度の予算において子供の数が五千人ふえた、これに對して教員をふやさなければならぬということ、国の予算でも一万三千人ですが、この数字はちよつと正確でないのところが地方財政ではそういう点が全然見られておらない。子供がふえるけれども、予算は、定員は減らされるというふうなところがあつたわけなんです。そういう場合に、国も考へておるような方針で最小限度の定員を要求する、こういう努力がなされるということとは私は非常に望ましいことだと思ひます。そういうことまで大臣は否定しておられるのか、そういうことについてまで何らの批判をする考へがないのか、要するに二本立というものは、そうすると非常な害悪を流してきて、こういうふうな考へておられるのですか、その点をお答へ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 先刻以来事実をもつて答へました通り、昭和二十九年以来毎年、たつた四十数県しかない日本において、二つの紛糾の種となつておるのでございます。日本人同士でありますから、また学校があるものでありますから、学校の経費はしまいにば出さなければならぬのです。

ぬと思う。そうでなしに最小ぎりぎりのところを守つていつているのだというふうな判断をすれば、こういう制度は残しておこうという考へに私はなつていくと思ひます。そういう意味でやはり教育の二本立予算が提案された実情、そういうものは文部省として十分それは検討されなければならぬと思ひます。たとえば、私は一つの例をあげますが、本年度の予算において子供の数が五千人ふえた、これに對して教員をふやさなければならぬということ、国の予算でも一万三千人ですが、この数字はちよつと正確でないのところが地方財政ではそういう点が全然見られておらない。子供がふえるけれども、予算は、定員は減らされるというふうなところがあつたわけなんです。そういう場合に、国も考へておるような方針で最小限度の定員を要求する、こういう努力がなされるということとは私は非常に望ましいことだと思ひます。そういうことまで大臣は否定しておられるのか、そういうことについてまで何らの批判をする考へがないのか、要するに二本立というものは、そうすると非常な害悪を流してきて、こういうふうな考へておられるのですか、その点をお答へ願ひたいと思ひます。

おりませんから、ただ同じ原因があらはれるおそれがあると言うたのであります。

○湯山勇君 大臣の答弁は、はなは不満ですけども、それはそれとして、最近の三カ年間に特にこれが出たという原因を大臣はどう御把握になつてられるか。その責任は、最近の三カ年間に二本立、特に定数の問題で二本立が出たという原因は、この例からいへば、県の教育委員会にあるか、知事にあるか、あるいはもっと別なものにあるか。

○國務大臣(清瀬一郎君) この最近  
のもののについて調査が困難でありまし  
うふううに解釈しておられるか承りまし  
うと思ひます。

たがゆえに最近を出したので、以前になかったということじゃございませんから、御了承お願いいたします。そこでその原因はどこにあるかということですが、私はこれはもう制度にあると思っております。

○湯山勇君　今大臣は、最近三方年間  
のだけを言ったので、その以前にも  
あったということですか。

○國務大臣(清瀬一郎君)　御必要があ  
れば、あったかなかったか調べてお答  
えいたします。答えたのは、最近のも  
えいたします。

のだけを書いたのであります。  
○湯山勇君 局長にお尋ねしますが、これ以外にも例があるのでございませうか。  
○政府委員(緒方信一君) 先ほど資料御要求のときご私申し上げたかと思ひ

ますが、県の段階におきましてもこれ以外にあると思います。ただ委員会制度創設当初からずっと統計的に出て

九

おりませんので、特に最近の事例について調べまして、先ほど事例として申し上げたわけであります。

○湯山勇君 非常に前後ふそぎな御答弁で私は心外にたえません。それは全国五千の町村とか、一万の町村で大きなという御答弁が先ほどありました。今度はわずかに五十に足りない府県で、そうして文部省はこういうことについてはちゃんとよく知っておるはずで、にもかかわらず、これ以前にあったかなかったかわからないというようなことは、答弁にならないと思いますが、ほんとうにあったか、じゃ、一つでもありましたか、これ以前にも。

○政府委員(緒方信一君) これ以前にもあったと思っております。

○湯山勇君 推定じゃなくて正確に言っていた方がいい。

○政府委員(緒方信一君) これは御必要があればさらに調べて申し上げますが、繰り返して申し上げますが、これは最近のものを特に調べて、事例として先ほど申し上げたわけでございまして、その前もおそらくあったろうと思っておりますけれども、今調べないで正確に申し上げることはできませんので、そう申し上げた次第でございます。御了承願います。

○湯山勇君 矢嶋委員が質問したのは、二本立を出した例をあげてもらいたいという質問に対して、これだけだというふうにおおげになった。そして大臣も、最近の三カ年間にこうなっておるから来年、再来年というふうに、私も今までこれ以前にはないというふうな資料と受け取っております。ところが今になってそれ以前にもあつたように思うというふうなことで、私も受け取れないのです。あなた方はこれだけ重要な法律案を出すときに、そしてまた今の五県については、これだけ調査になっておられる、そういう段階で発足当初からのものを、しかもそんなにたくさん例じゃありません。それについても調べないでこの法案を出したのかどうか。その通りならその通りと行って下さい。

○政府委員(緒方信一君) これは特に最近の事例につきまして、内容につきまして調べて、先ほど事例として申し上げます。件数につきましては、先ほど私申し上げたつもりでございますけれども、制度創設以来、全然統計的に集まっておりますので、その点につきましては申し上げます。かねてのことと申し上げます。申し上げます。できるだけ調査をいたします。ということ、町村につきましても、県につきましても申し上げます。でございます。

るわけですが、四十六都道府県、それは八年間にわたって予算案を作ったのだから、全部できた予算案というのは三百六十八の都道府県の予算案ができてあるのだ。その予算案の中にあなただけが指摘したところでは五つしか事件が起っていないのだ。だから事件の起った率というのはきわめて低いじゃないかと、こうまで何ったわけでしょう。そしてまた文部大臣は何と言ったかという、その二十三年の発足当時はあまり起らなかったが、お示したように二十九年に二件、三十年に二件、三十一年に一件と、最近になって起る傾向が出てきたと、だからとは起っていないが、最近起る傾向にあるから云々と答弁された。そしてここになって、まだほかにあるかもしれぬという。それから市町村においては、資料を持っていられるかと持っていない。まあできるだけ早く調査して資料を出そうと、そういうことでは、こういう大事な点を大改正しておいて、その根拠が乏しいじゃないですか。さらに審議が続けられないじゃないですか。私はこの第一項についての質疑はこの程度にして次に進みたいと思っておりますが、これではつきりしたことは、この一般行政と教育行政の調和が十分でないからという理由でこの改正案に手を付けたというが、この調査資料というものはきわめて不十分であるというものが明白になったこと、先ほどから各委員からも出されたわけですが、一般行政と教育行政が調和のとれていないというものが納得できる何らの説明がない。従って結論的には、文部大臣が最初あげたこの五つの項目のうち第一項は、この柱はすでに倒れた、

理由は薄弱である、根拠に乏しいという私は結論が出たと思えます。

○湯山勇君 私は、文部省がおおげになった五つの県で、こういう事態が生ずる原因は、知事の責任でもなければ、教育委員会の責任でもない、あげて政府の責任だということをお尋ねしたいと思えます。それが二十八年から、二十九年、三十年と、これは局長も御存じのように、各歴代の大任に対してこういう事態が起るから、政府において善処しなうかならないということを私が繰り返し質問してきたことを、あなたは御記憶になっておられると思えます。文部大臣にお尋ねいたしますが、こういう事態の起った二十九年、三十年、こういうときの国の予算はまともに成立したとお考えになっておられるかどうか、大臣はそういうことを御検討になりませんでしたか。

○国務大臣(清瀬一郎君) まともにとおっしゃる意味がよく理解できませんが、このころはわが国の経済状態が非常に薄弱な場合であり、また政党も今のようないくつかの派閥がなく、暫定予算を組んでいた時代であると思っております。そういうことを御指摘ならば、まとも、理想的ということば言えません。であります。

○湯山勇君 今の御答弁で明かなように、二十九年、三十年の予算は、正常な形において成立はいたしております。つまり三月三十一日までその年度を見通した予算は成立していません。大臣のお認めになった通りでございます。ところが国の予算がきまらないにもかかわらず、地方の予算はきめなければなりません。大臣は地方の予算はいつまでにきめなければなら

ないかということをお尋ねしてしまふ。○国務大臣(清瀬一郎君) 会計年度から始めますから、それ以前にきめるのが当然であります。

○湯山勇君 そこで国の予算がきまらない段階で、地方の教員定数、そういうものをきめ得るかどうか、これについて大臣どう考えますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 予算でありますから、相当の数字を予定してきめることは可能と思えます。

○湯山勇君 予算と申しましたが、教育予算に限れば、府県では四月一日から教員の配置をしなければなりません。子供は入ってこなければなりません。そういうときに、道をつけるとか、あるいは橋をかけるとかならば、一カ月おくれまして、二カ月おくれまして、またそれにはそれで道があると思えます。あるいは学校建築等におきましても、それはやむを得ず若干おくれることもあり得ると思えますけれども、年度発足当初教員定数がいいかげんで、教員の数がきまっていない。こういうことで果してやれるかどうか。一般論としては大臣の御答弁は納得できないことはありませんけれども、事教育に関して、特に教員定数に關して、そういうことが許されるかどうか、大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 戦後、たびたび暫定予算の制度によるのははなかつた経験がありますが、これらの時代においては、やはり地方は一定の予定で予算を組んで、国の予算ができてから精算の方法によっておるのであります。いい方法じゃございませんけれども、やむを得ざる措置としてきよう

○湯山勇君 矢嶋委員が質問したのは、二本立を出した例をあげてもらいたいという質問に対して、これだけだというふうにおおげになった。そして大臣も、最近の三カ年間にこうなっておるから来年、再来年というふうに、私も今までこれ以前にはないというふうな資料と受け取っております。ところが今になってそれ以前にもあつたように思うというふうなことで、私も受け取れないのです。あなた方はこれだけ重要な法律案を出すときに、そしてまた今の五県については、これだけ調査になっておられる、そういう段階で発足当初からのものを、しかもそんなにたくさん例じゃありません。それについても調べないでこの法案を出したのかどうか。その通りならその通りと行って下さい。

○政府委員(緒方信一君) これは特に最近の事例につきまして、内容につきまして調べて、先ほど事例として申し上げます。件数につきましては、先ほど私申し上げたつもりでございますけれども、制度創設以来、全然統計的に集まっておりますので、その点につきましては申し上げます。かねてのことと申し上げます。申し上げます。できるだけ調査をいたします。ということ、町村につきましても、県につきましても申し上げます。でございます。

○矢嶋三義君 これは午前中以来私は質問しておるわけですが、先ほど湯山委員が繰り返されたように、私はこの五つの理由を文部大臣があげたときに、この一般行政と教育行政の調和が十分でないのはどういふことかと、それは二本立の予算案だ、それじゃその過去にあった例を一つあげてもらいたい、これこれがあったから、だからそれで工合が悪いから、この法の改正をやるのだというのをあげてもいいと言ったところが、この事件が五つあったとあげられたわけでしょう。そしてさらに文部大臣は、この五つは、昭和二十三年から発足して、本年度は昭和三十一年に入ってお

るわけですが、四十六都道府県、それは八年間にわたって予算案を作ったのだから、全部できた予算案というのは三百六十八の都道府県の予算案ができてあるのだ。その予算案の中にあなただけが指摘したところでは五つしか事件が起っていないのだ。だから事件の起った率というのはきわめて低いじゃないかと、こうまで何ったわけでしょう。そしてまた文部大臣は何と言ったかという、その二十三年の発足当時はあまり起らなかったが、お示したように二十九年に二件、三十年に二件、三十一年に一件と、最近になって起る傾向が出てきたと、だからとは起っていないが、最近起る傾向にあるから云々と答弁された。そしてここになって、まだほかにあるかもしれぬという。それから市町村においては、資料を持っていられるかと持っていない。まあできるだけ早く調査して資料を出そうと、そういうことでは、こういう大事な点を大改正しておいて、その根拠が乏しいじゃないですか。さらに審議が続けられないじゃないですか。私はこの第一項についての質疑はこの程度にして次に進みたいと思っておりますが、これではつきりしたことは、この一般行政と教育行政の調和が十分でないからという理由でこの改正案に手を付けたというが、この調査資料というものはきわめて不十分であるというものが明白になったこと、先ほどから各委員からも出されたわけですが、一般行政と教育行政が調和のとれていないというものが納得できる何らの説明がない。従って結論的には、文部大臣が最初あげたこの五つの項目のうち第一項は、この柱はすでに倒れた、

理由は薄弱である、根拠に乏しいという私は結論が出たと思えます。

○湯山勇君 私は、文部省がおおげになった五つの県で、こういう事態が生ずる原因は、知事の責任でもなければ、教育委員会の責任でもない、あげて政府の責任だということをお尋ねしたいと思えます。それが二十八年から、二十九年、三十年と、これは局長も御存じのように、各歴代の大任に対してこういう事態が起るから、政府において善処しなうかならないということを私が繰り返し質問してきたことを、あなたは御記憶になっておられると思えます。文部大臣にお尋ねいたしますが、こういう事態の起った二十九年、三十年、こういうときの国の予算はまともに成立したとお考えになっておられるかどうか、大臣はそういうことを御検討になりませんでしたか。

○国務大臣(清瀬一郎君) まともにとおっしゃる意味がよく理解できませんが、このころはわが国の経済状態が非常に薄弱な場合であり、また政党も今のようないくつかの派閥がなく、暫定予算を組んでいた時代であると思っております。そういうことを御指摘ならば、まとも、理想的ということば言えません。であります。

○湯山勇君 今の御答弁で明かなように、二十九年、三十年の予算は、正常な形において成立はいたしております。つまり三月三十一日までその年度を見通した予算は成立していません。大臣のお認めになった通りでございます。ところが国の予算がきまらないにもかかわらず、地方の予算はきめなければなりません。大臣は地方の予算はいつまでにきめなければなら

ないかということをお尋ねしてしまふ。○国務大臣(清瀬一郎君) 会計年度から始めますから、それ以前にきめるのが当然であります。

○湯山勇君 そこで国の予算がきまらない段階で、地方の教員定数、そういうものをきめ得るかどうか、これについて大臣どう考えますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 予算でありますから、相当の数字を予定してきめることは可能と思えます。

○湯山勇君 予算と申しましたが、教育予算に限れば、府県では四月一日から教員の配置をしなければなりません。子供は入ってこなければなりません。そういうときに、道をつけるとか、あるいは橋をかけるとかならば、一カ月おくれまして、二カ月おくれまして、またそれにはそれで道があると思えます。あるいは学校建築等におきましても、それはやむを得ず若干おくれることもあり得ると思えますけれども、年度発足当初教員定数がいいかげんで、教員の数がきまっていない。こういうことで果してやれるかどうか。一般論としては大臣の御答弁は納得できないことはありませんけれども、事教育に関して、特に教員定数に關して、そういうことが許されるかどうか、大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 戦後、たびたび暫定予算の制度によるのははなかつた経験がありますが、これらの時代においては、やはり地方は一定の予定で予算を組んで、国の予算ができてから精算の方法によっておるのであります。いい方法じゃございませんけれども、やむを得ざる措置としてきよう

らないかということをお尋ねしてしまふ。○国務大臣(清瀬一郎君) 会計年度から始めますから、それ以前にきめるのが当然であります。

○湯山勇君 そこで国の予算がきまらない段階で、地方の教員定数、そういうものをきめ得るかどうか、これについて大臣どう考えますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 予算でありますから、相当の数字を予定してきめることは可能と思えます。

○湯山勇君 予算と申しましたが、教育予算に限れば、府県では四月一日から教員の配置をしなければなりません。子供は入ってこなければなりません。そういうときに、道をつけるとか、あるいは橋をかけるとかならば、一カ月おくれまして、二カ月おくれまして、またそれにはそれで道があると思えます。あるいは学校建築等におきましても、それはやむを得ず若干おくれることもあり得ると思えますけれども、年度発足当初教員定数がいいかげんで、教員の数がきまっていない。こういうことで果してやれるかどうか。一般論としては大臣の御答弁は納得できないことはありませんけれども、事教育に関して、特に教員定数に關して、そういうことが許されるかどうか、大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 戦後、たびたび暫定予算の制度によるのははなかつた経験がありますが、これらの時代においては、やはり地方は一定の予定で予算を組んで、国の予算ができてから精算の方法によっておるのであります。いい方法じゃございませんけれども、やむを得ざる措置としてきよう

らないかということをお尋ねしてしまふ。○国務大臣(清瀬一郎君) 会計年度から始めますから、それ以前にきめるのが当然であります。

○湯山勇君 そこで国の予算がきまらない段階で、地方の教員定数、そういうものをきめ得るかどうか、これについて大臣どう考えますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 予算でありますから、相当の数字を予定してきめることは可能と思えます。

○湯山勇君 予算と申しましたが、教育予算に限れば、府県では四月一日から教員の配置をしなければなりません。子供は入ってこなければなりません。そういうときに、道をつけるとか、あるいは橋をかけるとかならば、一カ月おくれまして、二カ月おくれまして、またそれにはそれで道があると思えます。あるいは学校建築等におきましても、それはやむを得ず若干おくれることもあり得ると思えますけれども、年度発足当初教員定数がいいかげんで、教員の数がきまっていない。こういうことで果してやれるかどうか。一般論としては大臣の御答弁は納得できないことはありませんけれども、事教育に関して、特に教員定数に關して、そういうことが許されるかどうか、大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 戦後、たびたび暫定予算の制度によるのははなかつた経験がありますが、これらの時代においては、やはり地方は一定の予定で予算を組んで、国の予算ができてから精算の方法によっておるのであります。いい方法じゃございませんけれども、やむを得ざる措置としてきよう

らないかということをお尋ねしてしまふ。○国務大臣(清瀬一郎君) 会計年度から始めますから、それ以前にきめるのが当然であります。

○湯山勇君 そこで国の予算がきまらない段階で、地方の教員定数、そういうものをきめ得るかどうか、これについて大臣どう考えますか。

にやっております。

○湯山勇君 大臣は答弁をそういうふうにおはぐらかしになっては困るの、いい方法でないということについてはわかりませんが、私はそういう状態でも四月一日から発足ができるかできないかということをお伺いしておるわけですから、それじゃ困るということなら困る、それは困らないのなら困らない、そういうことを明確にお答えいただかないと、次の質問ができませんから、一つそういう点を明確にしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) いい方法じゃなくても、さようにして過去においてしのできたのであります。

○湯山勇君 それでは現実の問題について申し上げたいと思います。過去におきましては、二十八年までは教員算定の方法が、つまり半額負担というのは二十八年からです。従ってそれまでは大臣のおっしゃるような方法もとれないこともありません。ところが二十八年に半額負担の制度ができました、二十八年年度の予算は大臣も御承知かと思いますが、十億以上の国庫負担の予算が出ております。

その十億以上の赤字を結局処理されたのは、全額処理されたのは翌年になってからです。それから会計令の手續等によって正確に精算されるのは三十九年度だ。二十八年年度の決算が終るのが二十九年度になりますから、その赤字が完全に精算されるのは、三十九年度予算を待たなければならぬ、当時政府は説明しておられました。これも正しいと思います。そうでしょう。そういう状態の中で、一体精算されるのかされないのかわからない。そういう

ときに地方財政が逼迫しておる。そこで子供の数はふえてくる、自治庁からは前年度を上回らないように定員をきめよ。府県はこの赤字を予算に組み入れていないのですから、府県が持ち出したものを、予算措置されていないので、二十八年末には、そういう中で一体処理せよといつてできるものか、できないものか、これは大臣が考へたことだけ、二十九年、三十年にそういう事件が発生したことは、ちゃんと理由があるんです。これは大臣もお認めいただけると思うのです。どうでしょう。大臣から聞きたい。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと事務的なことでしようから……。

○湯山勇君 いや、事務的なことじゃありませんよ。

○委員(加賀山之雄君) 一応政府委員から……。

○政府委員(緒方信一君) 今お話しのように二十八年以前におきましては、この義務教育費国庫負担法が実施されておりました。それから、全く地方の財源をもちまして予算が組まれたのでございまして、ただ、一般財源に對する補てん方法として、地方財政を平衡交付金によって一般財源の補てんをしていく、それによって地方は予算を組んだ、こういうことに相なると思ひます。ところが、それでは教員給与費がどうしても圧迫されるおそれがある、半額はこれは直接に国庫負担として地方に交付するということからいたしまして、義務教育費国庫負担法ができました。そして大づかみに申し上げますと、平衡交付金から半額をこちらに、国庫負担金の方に組み入れた、こういう形であらうと思ひます。

従いましてその財政措置というものは、国庫負担法ができたあととは、なおより確実にできておるわけにございませう。ただ、このことは平衡交付金におきましては、それを地方財政をやりにくくする、一応基準財政需要額といふものがあり、それを地方が、これを支出します。権限は当然地方の長にございまして、かりに財政需要額を下回って給与費を組むといひました。それは違法じゃない。これは申し上げるまでもなく御承知の通りでございます。ただ、それが国庫負担法になりまして、半額は国が必ず持つ、かようにになりましたので、二十九年以降は逆に財源措置として十分できるやうにむしろなつた、かようなことに相なるかと存じます。ただ、精算負担のことにつきましては、お話しした通りでございます。これは足を出しました場合、これは精算負担でございますが、年度を越えましてあとでこれを補正をして、そして交付するわけでありまして、しかしながらそれは県といひました、それだけの予算は組んで支出をした、その半額につきまして精算をするわけにございまして、それは全体の財源といひました、赤字を出しているかも知れませんが、しかし、つじつまを合せて予算を組んで、それを支出したものに對しまして精算をするというところでございまして、国の予算が確定しないから、その前に組む予算に教員数を盛ることができない、かような関係には事実上はなっていないと存じます。県といひました、県の財政が許し、あるいは教育運営の観点から見まして、適当な定数を出しまして、それに対して予算を出しまして運

営いたしました、その財源が赤字が出たという場合には、国がこれに對しまして後年度に補正をして精算をする、かようなことでございまして、国庫負担法ができましたあとにおきましては、むしろ地方は予算が組みやすくなつてはいるはずだと思ひます。

○湯山勇君 大臣はいかがですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りと思ひます。

○湯山勇君 私は局長の言われたことは、その通りです。またそうでなければならぬと思ひます。しかし、私のお尋ねしておる答弁にはなつていない。それは私がお尋ねしているのは、二十九年年度にこういう事態が発生したのは、二件も発生しております。その原因はどこにあったかといふと、それはこの御説明にもある通り二十九年二月、三月です。で、初めてこの国庫半額負担の制度ができたけれども、発足の年には国の見積りが間違つておりました、あるいは過小評価しておつたために、十億に余る赤字が出ておつた、十億に余る赤字は府県にいわせになつておつたのです、この段階におきましては、その穴埋めができるのかできないのかといふことについては、予算措置ができるまでは何とも言えない、私もこれはたびたびお聞きしましたけれども、答弁しておるし、これの情算は三十九年度におけますといふやうな答弁しか得られなかつた、當時としては、そういう段階で赤字をかかえたままの府県が、そういうことを明確にしないで、次の予算を組むといふことは不可能です。さらにまた、二十九年度に文部大臣、大蔵大臣、自治庁長官が前年度を上回らないやうに教員

定数は組むといふことを、すでに十二月に通知を出しております。こういう状態では解釈はいろいろできると思ひますけれども、前年度を上回らないやうにといふことは、あとでいろいろ聞きますと、それは率だといふやうに文部省はおつしやいましたけれども、當時各府県で起つたトラブルは、県の理事者の方は昨年度通りの定員において一応組んでおけ、こういうことだ、こういう説明をしております。そこで県によつては、それに対して予算の上では昨年通りとして、知事を含めて正式に予算ができるまで五十人なり、六十人なりの教員を予算外に置いてそれを五月なり六月なりの県会で正式に承認する、そういうたうな便法をとつておつたこともこれは局長より御存じの通りです。で、そういうことさへもやられないといふところでは、これはもう二本建を出さなければ、学校が運営できない、教育ができない、こういうことになりまして、で、松村文部大臣が、昨年私がお尋ねしたときに、本年はこういう次第で予算がおくれ、まことに相済まない、来年はそういうことのないやうにしたいといふことを答弁したことも、局長は御存じだと思ひますが、そう考へて参りますと、二十九年度、三十年、あるいは本年やういふ事態が起つたことは、ただに偶然のことでもなければ、また過去ずっと続いておつたものをここのだけ三つだけ切つて提示したといふのじゃなくて、この二十九年度、三十年に特にこういう事態が起る要素は、私はあつたと判断しなければならぬと思ひますが、どう考へてでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) 国の予算が



市町村の予算で市町村の職員として教員を配置している実情等から考えます

ときに、いろいろの問題で、これは教育委員があらうがなかろうが、県内に大きな混乱が起るということは、当然予想できたと思います。こういう段階において、もし知事がそういう不合理

な予算をやむを得ず出したとすれば、場合によっては知事のリコール、そういうことも、今日あるよりもっとたくさん起つたであろうことも予想されます。私は先日秋田県に参りまして、

秋田県の知事に有馬先生と一緒に会いました。そのときに、秋田県知事はどう言っておったかと申しますと、基本的には一般行政との間の調和という点からいえば、教育委員会はな

い方がいように思うけれども、今日の  
のように地方財政が逼迫しているとき  
には、むしろ教育委員会があるため  
に、どうにか教育の崩壊を防いでい  
る。だから地方財政が逼迫しているか

ら、逆に公選による教育委員会はあつた方がいい、こういうことを申し述べております。このことは調査の報告にもちゃんとあげてありますから、よくごらんをいただきたい。こう考えて参

りますと、大臣が先ほど来お述べになつたように、この福岡、佐賀、島根、滋賀、奈良の五つの県の例をいろいろ政府としても反省しなければならぬ。原理原則の問題ではなくて、出

もるようになっていながら出したのだというふうになっているから出たのだというふうな問題ではなくて、こういうふうになっていなければ、もっと大きな問題が起っている。起る要素を持っていたということは、率直に認めなければならぬと思います。大豆

の御所見を伺いたと思います。



のことについてお聞きしたいと思  
いますので、きょうは幾らお聞きして  
も、大臣の御認識の不足と申しては失  
礼ですけれども、不足のためにこれ以  
上質問できませんから、一応これで打  
ち切ります。

○矢嶋三義君 伺いますが、大臣最近  
中央、特に地方においては財政的考慮  
から……、「関連質問か」審議権はお  
互いにあるはずだ」しばらく休みます  
か」その他発言する者多し」委員長、  
議長整理。大臣今までのわかつていま  
すか。

○国務大臣(清瀬一郎君) わかつてお  
りますけれども、初めからやり直して  
下さい。

○矢嶋三義君 迷惑ですね。「そっち  
がうるさいのだから仕方がない」と呼  
ぶ者あり」

○委員長(加賀山之雄君) 御清濁に願  
います。どうも質疑を続けて下さい。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います  
が、最近中央、特に地方において財政  
的考慮からという立場を非常に重く見  
た角度から教育が扱われる傾向になり  
つつあるという、これをお認めになり  
れますか。どういうように情勢を把握  
しておられますか、伺います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 必ずしもそ  
うとは思っておりません。

○矢嶋三義君 必ずしもそうとは思  
わないということですが、私は本論を  
進めるために、その数字をあげて振り  
下げては追及しませんが、国家予算の  
中における国立学校関係の予算の全予  
算に対するパーセンテージ、それから  
地方の自治体における先ほど来議論に  
なっている教職員の定員、さらには地  
方の教育伸展のために国庫補助として

出される学校図書館法に基くもの、あ  
るいは理科学教育振興法に基くものと  
か、時間がかかるから全部申し上げま  
せんが、それらは減額傾向にあり、実  
質的には、今のわが国の大きな政策か  
ら予算面で見れば寄せをされつつあると  
いうことは事実です。私は今の地方自  
治体における教職員の人員費並びに教  
育の物件費の予算の編成状況について  
は、他日この逐条審議のときに、詳し  
く私は承わりたいと思っておりますか  
ら、今そこを掘り下げては私はいま  
せんが、少くとも地方自治体が財政が  
窮乏している。これは先ほどあなた方  
がお認めになった。この再建問題とい  
うのは重大な問題です。これは今憲法  
には、地方自治というものは一章設け  
て重視しておるのですから、重大問題  
です。私も関心を持っております。し  
かしこの地方財政の窮乏というものを  
招来した原因というものは、実に広範  
多岐である。何も教職員の人員費と  
か、あるいは教育の物件費、そういう  
ものだけが原因ではないわけです。と  
ころが最近一つの鳩山内閣の大きな方  
針として、内政として、地方自治の財  
政の再建という立場から、再建整備法  
も通ったわけですが、これともからん  
で、非常に地方の教育というものが、  
教育的見地と、財政的見地と、両々相  
待って処理されるなら、それは非常に  
妥当です。しかし、財政的考慮からそ  
の立場を非常に重く見て扱われつつ  
あるということは、明白です。すよ大  
臣。このことを大臣知っていらししゃ  
らんということについては、私は非常に  
遺憾に思います。いかがですか大臣。  
○国務大臣(清瀬一郎君) わが国の国  
家の財政を増加してインフレをきたさ

ないように健全に導くために、できる  
だけの節約をいたしております。従っ  
て文部予算も私としては要求しただけ  
はいたしたいのだけれども、必ずしも  
そうは参りませんでした。地方の財  
政は国の財政よりも、まだひどいので  
ございませう。今さら一々申す必要もこ  
ざいませうけれども、地方の財政、い  
わゆる赤字解消ということも国の政治  
の大きな要求であります。このままに  
赤字をもう三年、五年継続すれば、ほ  
んとうに地方自治体は崩壊するのであ  
ります。これをせきとめるということ  
も、大きなこれは要請でございませう。  
従って教育についても影響をこうむる  
ことは当然でございませうが、教育だ  
けにしわ寄せしたということじゃござ  
いませうので、先刻のお問いに對し  
て、必ずしもという言葉を使った。必  
ずしも教育が財政によって、不当な扱  
いを受けておるということのみとは、  
私は考えておらないと、こう言ったの  
であります。私も日本の国力が回復  
し、教育にたくさん金を使えることを  
希望しておることはあなたと同じであ  
ります。

○矢嶋三義君 現行教育委員会法の、  
ただいま予算の二本建制というものが焦  
点になって、質疑応答がかわされてい  
るわけですが、これは非常に私は妙を  
得ていると思うのです。ということば  
長くは申し上げません。公選された教  
育委員諸君が主権者に、住民に對し  
て、直接に責任をもつて教育的立場か  
ら一つの教育予算というものを考え  
る。しかし、それだけではならないか  
ら、自治体の議会を構成している議員  
のうちのどなたか一人が、その議事を  
代表してその委員に加われ、そして

両々相待って、一つの予算案を県側と  
協議して作成する。大部分は、先ほど  
から言ったように三百六十八のうちの  
三百六十三はあなたの説明によれば、  
それでまとまったんです。けれどもそ  
のうちの五つの場合がどうしてもまと  
まらないで、両方が議会に出て、そう  
していずれが甲か乙かということをや  
その都道府県自治体の住民の代表であ  
る議会の方が協議するのです。これは  
非常に私はうまくできていると思う  
です。それを今ここで改めるに當つて  
は、どのくらい一般行政と教育行政の  
調和がとれなかったのか例をあげよと  
言ったら、三百六十八のうちに五つし  
かおあげにならなかったわけですね。  
それじゃ五つで県側と教育委員側とが  
教育予算を中心に対決したわけである  
が、それは教育委員側が非常に無理な  
ことを言ったのか、それとも教育委員  
側としては、その自治体の教育を守る  
ためのぎりぎり一ぱいのものであった  
のかどうか。どういうような内容のも  
のであったかということについては、  
文部省としてはそういう点は検討はし  
ていない、だから今まで聞いてみま  
す。と、調和がとれなかったというその三  
百六十八分の五というその量の面にお  
いても、また五つの点は紛争を起して  
対決したというが、その内容の質の面  
においても、きわめて明確を欠いてい  
るわけですね。これだけの資料で今この  
制度を改めなければならぬ大きな第一  
の理由として、皆さんが取り上げたとい  
うことは、何といつても、これは根  
拠薄弱です。ましてや、あるときには  
一万二千、最近では五千五百の市町  
村があるわけですが、そういう委員会

において、その二本立は幾つあったか  
は調査していない、一つだけ覚えてい  
るというようなことでは、これは何に  
も根拠にならない。裏返して聞きま  
しょうか。大臣、聞いておつて下さい  
よ。ほら、ここに地方財政の再建とい  
う問題が起つてきた。私は長くかかる  
からあまり他のことは申し上げません  
が、鳩山内閣としては大きな政策を  
持っている。一つの大きな筋を持って  
いる。いわば、再軍備政策という大き  
な政策を持っている。予算はたくさん  
要る。それはあちこちに影響を及ぼし  
ていくでしょう。今までのさつき湯山  
委員から指摘したように、それは若干  
は地方自治体にも非はあったでしょう  
が、国の政策のよろしきを得なかった  
ということも大きな部分です。そのた  
めに地方財政は赤字を重ねてきた。と  
ころが今の段階になって、急激に国家  
予算が必要になってきた。それからこ  
の影響というものが現われてきた。プ  
ラス、プラス、あらゆる条件がそろつ  
た。それを一気に再建整備でやろうと  
する場合に、一番弱いところの教育文  
化の面に重点が押しかぶつてきてい  
る。こういうわが国の政治経済の情勢  
下にあればこそ、この二本建制の妙味  
を発揮して教育行政を運営することに  
よって日本の教育は守られるし、また  
地方自治行政も、文化国家を志向して  
いる憲法をいただいて日本の自治  
体らしく成長していくと、かように私  
は確信をいたします。この分析は、私  
は絶対狂っていないと思う。むしろあ  
なた方はその自治体の再建整備に、教  
育の犠牲においてそれをなしたげよう  
という、これは少し言葉は強過ぎるか  
もしれませんが……、いや、そうでは

ない、強過ぎるなどと遠慮しませんが、その犠牲において整備をやる、そのためにはこういう二本建があると、大臣みずから心配しているように、二十九年に二つ、三十年に二つ、三十一年に一つあったから、今あの政策を推進していけば、次々にこの二本立がある、と、めんどくさくなるから、これをここで断ち切ろう、こういうことなんです。はつきり出てきた。それはもうすでにある県には出てきた。私の知っている県では、知事が自分の県の最も信頼する、腹心として自分が大事にかかえておいた財政課長を、県の教育委員会の教育次長に任命した。どうも教育委員会がよけいな予算を要求して困るからというので、教育委員会の教育次長に任命した。そうして自分の腹心である財政課長を使って、教育委員会と予算を全部押えていく。こういうこともすでに行われている。これで一体教育は財政面から守られるのか、また、教育費の父兄負担の軽減というものはかり得るのか。まあ、あなたではないけれども、戦争に負けたのですから、父兄の方々も、それは現状には幽を食ひしびって、何とかともどもに歩いていただけたと思うのです。しかし、今の地方教育行政の状況を財政的立場から見れば、父兄の負担というものはだんだん重くなつてきますよ。そういうことを防ぎ得るあなたは自信をもつてこういう法律案を出されたのか、その点を伺います。いずれにしても、あなたが理由としてあげられた、この一般行政と教育行政の調和がとれていないから、それが調和をとられるがために、この法律案を出したのだという第一の理由というのは、根拠

きわめて薄弱である、かように私は断定せざるを得ません。これは良識を持った人なら、なるほどごもっともだと思う。これが聞こえない人というの、は、どうかしていると思うのです。「見解の相違」と呼ぶ者あり「見解の相違」じゃない、このことははっきりしている。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお問いの中心点を少しつかまねましたが、私は前提として地方の町村長でも、知事でも、総体からいうと、非常に教育には熱心な人ばかりだと思ふのです。戦争に敗けたのに、戦争前よりもなお大きな学校を作ったのです。まだあるときは焼土も何も東京あたりはそのままで。しかるにこの間に建つて、この村に行つても、汽車の窓から外を見れば、もう酒屋さんの蔵と学校だけですよ。大きなのは、「これにその例を出すのはおかしいよ。」「大きいのは料理屋と映画館だ」「静かに聞けよ」と呼ぶ者あり

○委員長(加賀山之雄君) 静かに聞いて下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は静かに言つておるのだから……、小さい村でも、新たに小学校や中学校を作つておるのです。この間の苦勞というものは、実に大したものですよ。ある村長はそれがために命を落したということも聞かれています。それゆゑに、この日本の全体、日本は學問を尊ぶ國なので、ほかの國と違います。ほかの中流國家と違つて學問、學問という國ですから、町村長諸君はやはり教育には熱心な人なのです。それは認めていただかなければならない。二本建予算をなくして、町村長が教育委員会と相談して

一本の予算をお作りになりました、それがために日本の教育が賑々になると私は考えておりません。けれどもまた二本立制度があるものでありますから、その間氣まうことが非常に多いのです。一番しまひになると、二本建で紛糾ということも起るのであります。それから、外国はどうも知りませんけれども、日本の町村長のお気分、知事さんのやり方等、これを考えてみますと、わが國で教育予算と一般予算と二つに分けて組もうといつたようなことは、これは時宜に過ぎない、やはり提出前に町村長と委員さんとが御相談の上、一本建予算にすることが、日本には非常に適當なことだと私はこう思つておるのであります。お問ひの中心に合つかどうか知りませんが、私の信念はそれでござります。

○矢嶋三義君 大臣、私たちが午前中から伺つてゐる一番大事なこととは、この教育制度というものは朝令暮改であつてはならない、今のこの制度といふものは充足して三年ちよつとしかたつていないのだ、だんだんと地につきてゐるのだ、それを、これほど大改革をされる以上は、どうしても今早急にやらなくちゃならぬという大きな原因、理由があつたであらう。それを一つわれわれも國民も納得できるように御説明願ひたい、こういう質疑から始まつたのです。そうしたところが、あなたが一般行政と教育行政の調和がとれていないから、とれるようにしくちやならぬのは、五つの理由の中の一つだと、こう答弁された。ところが調和がとれていないかとれていないかというところについて、具体的な例をあげ出して何すると、せひとも今早急に變え

なくちゃならぬというその理由にならな、根拠薄弱だと言つておる。何も町村長とか知事が、教育に無関心で不熱心だとか何とか言つておるのじゃないのです。そこにポイントがあるのじゃないのです。一つの制度というものを變える、甲から乙に變える以上は、甲よりは乙の方が断然いい、そう絶対になくちゃならぬという理由がない限りは、甲なる制度が乙なる制度に變るはずはないのです。それが納得できるような理由があるだろうかといつて尋ねてゐるのが、今の段階です。ところがそのうちには、さき言つたように、三百六十八の予算の中に、五つそういう問題が起つた、その内容はどうかというところから。起つた理由については、何も地方だけが悪いのじゃなくて、國の予算の編成内容、編成の時期、そういう点が関連してこの五つというのは起つてゐるのじゃないかという点を、先ほどから追及してはつきりしてゐたわけなんです。そうなる、甲なるものがいいか乙なるものがいいか、どつちがいいかという、町村長、知事が熱心か、熱心でないかといふことは問題じゃない。この制度を今早急に朝令暮改式に變えなくちゃならぬその強力なる理由、根拠はつかめない、ないといふことになる。あなたは持つてないといふことになる。そこで第一の理由といふものは柱が倒れたと、まあ私は申し上げた、その通りでしょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りじゃございませぬ。第一の柱は倒れておりません。「そんなことじゃない」そんななかなことを言わずに「見解の相違」「見解の相違」といふのはこ

ういうときに使う言葉じゃない。あなたは午前中来ておらんのだから「同じことだから言ふのだ」と呼ぶ者あり

○委員長(加賀山之雄君) お静かに願ひます。

○荒木正三郎君 二本建予算とそれから教育予算の確保、こういう立場で少し大臣の所見をただしたいと考えております。

二本建予算が實際に行使された、こういう事例は非常に少いわけでありまして。先ほどの御説明によりまして、も、わずかに五件か六件に過ぎない、こういうふうな実情であります。しかし二本建の予算を出すことができる、こういう制度がいかに今日まで教育予算を確保するに働きをしてきたかといふことを考えますと、私は相当大きな効果を上げてきておる。實際に行使されなくても、こういう原案送付権があるといふことが、教育予算を確保する上に非常に効果がある、効果があつたといふふうに私は考えておるのであります。が、こういう点に対して文部大臣はどういう判断をしておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一つの制度でありますから、功罪両面があると思ひますが、あなたのおっしゃるような効果もあつたであらうでしょうけれども、他方これがために、町村長、町村會議員が非常に困つた事件があるので。ことに、二本建予算と同時に独立の支出命令をいたしましたために、これは町村長に実につらい思いをしたことがたくさんござります。両面あると思ひます。

○荒木正三郎君 私のお伺ひしているのは、二本建の制度が教育予算を確保するのに相當な働きをしてきたと思

うがどうか、こういう質問であつたわけでありませう。これだけをもつて私はすぐに二本建予算というものが、必ず置かなければならぬというふうに質問をしているわけでもないのですから、質問にだけ私は答えてもらいたいと思ふのです。こういう点はお認めになりませう、ならないか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今答えた通りであります。確保というものは、適当な限度で町村の財政状態、経済状態に適合した程度で、教育予算を取ることが確保であります。しかし、これがために非常に町村が困つているときに、ほかの方とプロポーションをいたして要求を受けたこともあるのです。(「あります、事例」と呼ぶ者あり) あなたのおっしゃることは、私は全面的に否定しているではありません。これがために学校の経費が取られたということも事実ですが、正しい意味での確保の限度を越えた場合もあるのです。ですから一方的に礼讃するわけには参りません。

○荒木正三郎君 正しい意味での限度を越えた例もある、こういうお話しでありますから、その例をあげてもらいたいと思ひます。これはしかしあと回しにします、少しずれていきますから。そこで私はこういうふうに考へて居るのです。今日地方財政は相当赤字で苦しんでおります。この地方財政の建て直しということは、今日地方公共団体の一番重要な問題であります。これは私が申し上げるまでもございせん。しかし、この赤字のために、教育予算が、赤字克服のために教育予算が犠牲になるといふことも、これは忍び得ないところであつて、この赤字財政の確

保、赤字財政の克服ということば、いろいろの面から私は検討をしなければならぬと思ふのです。しかし、今日の実情から考へまして、このしわ寄せが教育予算に現れてゐる。しかも、教育予算に非常に大きく現れてゐるということは、私は実情であると思ふのです。今日の地方の実情であると思ふのです。こういう中において教育予算というものは、相当縮められてきております。こういう状態の中にあつて、最小限度の教育予算を確保するということは、今日教育を守るといふ点からいって、非常に大事な問題であるといふふうに、私は判断をしてゐるわけなんです。もしここで一歩譲ると、これは教育に非常に混乱をきたすような教育費の削減が行われる心配がある、こういうふうには私は感じてゐるわけなんです。そういう情勢の中にあつて、教育費の予算を、教育予算を確保するということは、非常に大事な事情のもとにあるのじゃないか、こういうふうには判断をしてゐるのであります。私はこういう判断をしてゐる。実例を幾つもあげることができません。今年の三月から四月にかけての公共団体の予算編成期に当りまして、多くの府県においてこの教育予算を確保する大会が開かれました。そして子供を学校に送つてゐる父兄の人たちが、こぞつてこの教育予算の最低のぎりぎりの線は守ろう、そういう運動が非常に熾烈に行われたといふことを知つております。これはなぜかといふと、この赤字財政のしわ寄せが教育の面に押し寄せてきてゐる、こういうこととあります。そのためにもう教育が十分にやつていけないといふふうなと

ころまで追ひ詰められてゐる。当委員会においても、この教育予算の確保の問題について、しばしば論議された点であります。先ほどから定員の問題が出ました、そのほかに教育の昇給昇格の問題もありません。この教員の昇給昇格の問題にいたしましても、定期の昇給昇格が実施されておらないという府県が半数以上にも達してゐるという事実ですね、事実。それから教員の定数の問題にいたしましても、和歌山県のような例は、子供がふえるのに教員を八十人も減らした。これは本まじりになつたのです。そのために、一学級の生徒数は、県平均して五十七人といふこととあります。多い所では、都市においては六十人といふふうな、狭い教室にたくさんの子供をすし詰めに詰め込んで教育しなければ、先生の数が足りない。それくらいにまで教員の定数というものが切り詰められておるのであります。これで十分な教育ができないといふので、父兄の人たちが教育予算を確保しなければならぬといふことで大会を開いたりあるいは県にいろいろの交渉をしたりしておられる。そういう実情は、一、二の府県にとどまらないのです。非常にたくさんな府県にある。言いかえれば、この赤字財政の犠牲に、何としても教育予算が供されておる。この中において、今日必要なことは、教育予算を確保する、こういうことが私は大事な問題であるといふふうに考へるのですが、そういう点について、いわゆる第二段の質問ですね、第二段の質問について一つお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたの考へとはほぼ同様であります。赤字財政の回復、財政再建が教育費のみにしわ寄せになることは私は反対です。しかしながら、政治は一つのものでありますから、そうかといつて、教育の方でがん張り通して、財政の再建を妨げないといふようなことがあつては相済みません。私も、日本の文教を預かつておる以上は、少しでも国の経費なり、地方の経費なりが教育に向けられることを熱望してゐるのであります。しかしながら、教育費確保だといつて、何にも聞かぬといつてがん張り通すこともいかがか、やはりものは全体的に見るといふことをお許しになるならば、あなたと全く同感であります。

○荒木正三郎君 そうすればですね、ここで考へなければならぬ問題は、やはり教育予算というものが相当削られる傾向が強い。そういう中にある、最小限度の教育予算は確保してゐる、かなきやならない。こういうことについては文部大臣も私も考へが一致してゐるわけなんです。そうすれば、今後私はやはり教育予算が削られるという傾向は強くなつていくといふふうに見ておるのです。そういう事情のもとにおいては、できるだけ教育予算を確保するといふ、そういうことにいささかでも貢献したといふ、こういう二本建の制度ですね、これを廃止するといふのは、私は地方行政を非常に混乱に陥れたとか、もうやりにくくなつたとか、そういう事例があれば、これは私もやむを得ないと思ひます。しかし、そういう事例がない限り、こういう制度はみだりに変えるべきでないといふことは考へておるわけなんです。そこで問題は、二本建制度が果して地方の一般行政と教育行政との調和を著しく害

したかどうか、こういう問題になつてくるわけでありませうが、この問題はしばらくおいても、地方行政に非常な、非常なという言葉を使わなくてもいいと思ふのです。地方行政の円滑な遂行を妨げる、そういうことがなければ、この制度は別に廃止すべき理由というものは私はないように思ふのです。が、大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のあなたのお話しの中で、やはり全般的な御賛成はできないことが二つほどあるのです。一つは、将来はますます教育費が削られるであらう、私はそう見ておらぬです。日本の中央の財政も、過去二年ないし三年の経済方針でだいぶよくなつております。貿易も輸出の超過も、戦争に負けましたが、戦争以前よりも倍の今生産があるのです。国力はやはり発展をいたしてゐるのであります。それから、地方の財政再建が、この国会でお願いしたように、ここ数年間にできまして、中央も地方もよほどよくなつて、喜んでみな学校の建築なり先生の月給の増加なり、いろいろいいことができる事態がきつてゐる。将来に向つて私は悲観はいたしてゐりません。さすがの日本人で、戦後あなた十年でこれだけ回復した国はないです。戦勝国でももつと困つてゐる国があります。これから数年すればもつとよくなるので、教育財政がこれから大いに削られるといふふうな見方はいたしておりません。もう一つは、やはり教育財政を確保しようと思へば、やはり二本建でなければ確保できぬとは考へておりません。前にも少しくどかつ

たけれど申し上げましたが、町村長も町村会議員も、みんなこれ教育に熱心な人です。それはもう村長さんなんか教育のことを言ったら目の色を変えてやってくれるのです。でありますから、日本の教育予算で、それを出す前にあなた教育委員会と相談するのではありませんから、私は二つに割らぬという、教育費が圧迫されて、教育の目的を達せぬようになる。そういう悲観もいたしておりますので、この二つの前提を除いてはあなたと同じ気持ちで、日本の教育はよくしなければならぬと、かように思っております。

○荒木正三郎君 将来の教育予算については心配がないと、非常にこう樂觀的な御意見がございました。その根拠として、輸出もどんどんふえておる、それから鉱工業の生産も非常にふえているのだ、だから国力が充実してきているんだから、教育予算についても今はだんだんふえていくんだ、こういうお話しでございました。しかし、これは私はせつかくですが、直ちに信頼することはできないと思うのです。その一つの問題として、清瀬文部大臣がこの国会に提案されて、遺憾ながらこの国会を通った国の予算を見ましても、文教予算について見ましても、これは従来たびたび指摘された点でございますが、十幾つの項目について清瀬文部大臣の所管の文教予算というものは減らされているのです。私はここで一々読み上げるということはいいたしません、教育内容の改善充実費にいたしましても、それから今日非常に要望の高い産業教育の振興費、あるいは理科教育の振興費、学校図書館の振興費、それから公立文庫施設の整備費、

あとは読み上げませんけれども、十幾つかの項目について予算が減っているわけなんです。輸出はふえております、確かに。それから鉱工業の生産も確かにふえております。しかし、それがすぐに文教予算の増加になって現われてきておらない。ただ、ふえていいるのは自衛隊の費用だけではありませんか、大幅にふえているのは。これは再軍備政策をとっておる鳩山内閣にとつて、教育予算が犠牲になっておるといふことは、国民のだれもがそういうふうを感じておるわけなんです。現にこの予算がこういうふうな相当多くの種類にわたって減額されている。この事実が私は何よりも証立立てておると思ふのです。それから地方の教育費について、年を追うてよくなるような今お話しでございましたが、そういう実情でないという事です。最低ぎりぎりの教育予算を取るのでも、ことしあたりはどれだけ父兄が苦勞したかという事を、文部大臣は御存じないのじゃないかと私は思うのです。そういう意味において、今後教育予算がそういう意味に甘んじかた、今後教育予算がその心配要らないと、こういう解釈は、これは非常に甘い考え方であり、あるいは根本的に甘い考え方であると思ひます。しかし、その問題については、これは押し問答になると思ひますが、そこで、果して教育の予算の二本建が地方自治に非常な支障をきたしたかどうか。これは二本建予算が出されたのが五つあるということだけでは、私ども納得できないのです。これは出されても何にも差しつかえないのです。出し

たということによって、非常に地方自治に支障があったと、そんなことは考えられません、法律によって認められ

ておるのですから。しかし、事実において非常な支障をきして、悪影響があったというなら、それはまた問題は別です。しかし、私はそういう事例はないというふうな考えなのです。先ほども福岡県の例を引かれました。福岡県の例を引いて内容を言われませんでしたか、大問題になっていると、こういうことなんです。どういうふうな大問題になっていのか知りませんが、先ほどの話しで出ておりましたように、この教育予算がきまらなかったから、それは議会にかけなかつたから。そして、知事の専決事項でやつておる。教育委員会の言つておる教育定数と知事側の言つておる教員定数に食い違ひがあったと、それで、今、実情調査をやつていられるのでしょうか。決して大混乱をきたしているという事はないじゃないですか。どこの二本建予算が地方自治に大混乱をきたしておるか、これは明白に言つてもいいと思います。私はその他の府県においてもそういうことはなかつたと考えております。福岡県の例について、一つ詳しく言つてもらわないと、具体的に言つてもらわないとわからないじゃないですか。それは文部大臣だつて大蔵省に予算の要求折衝をするときに、大蔵省の言う通り、はい、はい、そうですかとやつておつてはどうして務まりますか。かなりがらばつて審問しなければ取れないでしょう。そういうことは私は何にも差しつかえないことだ。二本建の予算を提出することはこれを提出しても何ら差しつかえないと思ふのです。このことによつて、重大な支障がくるかどうかということによつて、この制度を再建されるという理由が

発

見されるところです。そうでなければ、この制度を廃止する根拠というものはないと私は考えますが。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお話しの前段のことですね。それは私は今年という意味じゃないですよ。おととし、去年、ことしは、いわゆる緊縮的政策を大蔵大臣は取られたのです。伸びんと欲すれば、まず縮んでおくのこのことじゃなくして、ことしは二本建予算があるのです。その二本建予算をなくする、来年、再来年において、予算が非常に窮乏になるだろう、こういうお話しでありましたから、私は将来のことをいへば、必ずしもそうではないと、地方財政の再建もでき、それからまた日本全体の経済もよくなるのだから、将来はそれほど心配にも及ばないとお話し上げたので、ことしの予算は十分であつたとは思つたのであります。私も取ろうと思つたのであります。経済のものと高い見地から、初めは一億予算といつたのであります。が、これは破れましたけれども、「一兆」と呼ぶ者あり。一兆、一兆、これは思ふほど取れませんでした。これは遺憾に思つております。しかしながら、日本の経済が進むに従つて、将来は二本建予算をしなかつたから、教育費が非常に少くなつた、そういうふうな事態は起らなうと申し上げたので、誤解なきために申し上げ

ます。

それから最後のお問いであります。私は、繰返すようにでございますけれども、やはり二本建予算として紛糾して現れたのは外に出た現象で、までの間にもやはり町村理事者は、こ

の制度のためにずいぶん困つたこともたくさん多からうと思ひます。これは理事者の腹のうちでありますから、資料要求と言われちゃ困るものであります。議員、私も友だちがたくさんおられます。知事をおやりになつた人も当選しておられます。それらの人の打ちあけ話を私聞いておりますが、やはり二本建予算をこさえて、県会で争つて、予算不成立になつてあとかういふをどうか取捨するといふよりも、やはりそれを出す前に町村長または知事と、教育委員会との間に、研究し、研究し、研究して一つの県予算、一つの町村予算を出す方が行政上よろう、そういう考えなんです。

○荒木正三郎君 私は、この二本建の制度があつても、教育予算が取りにくいという現状にあるといふふうに判断をしておるわけなんです。このことはかつての文部委員会でも相当問題になつて、昇給昇格がストップされるとか、あるいは定員が児童生徒の増加に伴わないとか、いろいろの問題について、このままでいくと非常にぎりぎりの線を割るのじゃないかと、そういう点から教育予算を確保するという事は、国においても真剣に考える必要があるのじゃないかということを、私は文部大臣に質問をした記憶があります。ところがこの記憶は、清瀬文部大臣であつたか、松村文部大臣であつたか、よく知らないんですが、当時文部大臣はその点を全面的に否定されなかつた。確かに十分検討しなければならぬといふふうな意見があつたはずであります。これは文部委員が一致して、一致してといふことは言い過ぎで

して伺いますから、大臣もきわめて能率的にお答えを願いたいと思うのです。そこで第二点を伺いますが、これは非常に重要な内容を含んでいるようです。大臣はどういうことを申されたかという、この法案を思ひたった理由に、直接選挙では政治的中立が保て

ないから、直接選挙では政治的中立が保てないからとか、かように答弁されました。そこで私は質問するに当たって、昨日湯山委員が質問されたのを受けて少し伺いますが、現行教育委員会法の第七条の二項、これは現行教育委員会法の第一条を受けて立法されていると、かように考えますが、大臣いかがでございますか。現行教育委員会法の第七条の二項は、現行教育委員会法の第一条を受けて立法、条文化されている。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は必ずしも第一条を受けてきておるものとは考えておりません。

○矢嶋三義君 必ずしもという、他にどこか受けているものがあると思うのです。私は法律専門家ではないのですが、しかし常識的に考えて、日本のあらゆる法律というものは、憲法を基礎にして、それから根を出しているわけですね。ある法律には一つの目的というものがある。その目的に沿うように、憲法の精神に沿うように、さらに分れているわけなんです。従ってその法律の重要な部分というものは、他の法律の骨となるものどこかにつながっているのじゃないかならぬ。

私は第七条の二項というのは、第一条から必ずしもというのではなくて、私は百パーセント、そこからそのつながりにおいて条文化されたものと考えてるのですが、必ずしもというものは、ほかにどこからきているのでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 百パーセントにつながりがあるという言葉をそのままに解釈すれば、第一条に「教育本来の目的を達成することを目的とす

る。」ということであつたら、直接公選でなければならぬ、こういうことになるのです。百パーセントといえは、直接公選も教育本来の目的を達成することでありましょう。また「不当支配に服することがない」ということにもなりましようけれども、必ずしも第二項の方法によらないだつて、第一条の目的は達し得られる余地が種々あるわけでありまして、この連絡を否定するのではありませんけれども、これが百パーセントというふうには私は考えておらん。

○矢嶋三義君 私が伺っているのは、大臣よく落ちついてお聞き願いたいと思うのですが、私は第七条の二項の「日本国民たる地方公共団体の住民が、公職選挙法の定めるところにより、これを選挙する」とそのことから一条の「この法律の目的」が全部出てくるとそういうことを言っているんじゃないのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなた百パーセントとおっしゃったから。

○矢嶋三義君 あなたがそれを言っているんだ。私はそれを言っているのじゃない。私が言っているのは第一条の「法律の目的」の「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負って行われるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により、「ここからこれを受けて、かかるがゆえに七条の二項にこういう条文が規定された。こういうふうには私は伺っているわけで、そうでございましょう。その通の場合、七条の二項から一条が全部出てくるか、私はそういうことを言っているわけじゃない。一条から七条の二項が出てきている。一

条即七条の二項、こういうことを私は言っているのじゃない。七条の二項というの是一条から出てきているというのをはっきり言っているのです。それでしうが、そうでなかつたらどこにつながるがあるかというのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういう御趣意ならば、この法律、今の教育委員会法全体は、一条の目的を達するため、いろいろ書いたものでありますから、この起草者は一条の目的を達するために二条から百何条までみなやっております。その意味においてはむしろ連絡があります。それでお言葉の上に百パーセントとおっしゃったから、私は氣を回して、このほかには第一条の目的を達する選定方法はないんだという議論をされると思つて先回りしたので、はなはだ失礼でした。

○矢嶋三義君 どうもね。失礼でしたと言つて、それはいんぎん無礼というやつで、いまだにやはり失礼なながあるのです。昨日湯山委員が質問されたときから、あなたは非常に氣を回してね。あつさり答えられていることをさうなると時間がかかりますので、あつさり一つ答弁して下さい。そこで承わりますよ、これはまた質問を構成する立場から伺わなくちゃならないのですが、この現行教育委員会法的一条というの、教育基本法の十條を受けていることには間違いないですね。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育基本法の十條をここへ入れております。そのほかのことも書いております。その

○矢嶋三義君 だから受けているわけですね。

○国務大臣(清瀬一郎君) 受けておるという言葉が少し含響が多過ぎますから、それでこの法律は「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負って行われるべきものである」という自覚「こまでは受けておるんです。しかしながらその次に「地方の実情に即し」とか、あるいは「教育委員会を設け」云々とかということは、第十條には教育委員会ありませぬから、そこで全部を肯定すると、その次に混乱をきたしますから、これを受けておることは事実なんです。けれどもそのほかのことも書いてあります。こういうことを言っているんです。

○矢嶋三義君 その通り、それでよろしいのです。そこで次に伺いますが、文部大臣の御意見によると、先ほどすでもう予防線を出されておりますが、主権者に直接責任を負うのは公選制に限ったことでなく、任命制でも果せるんだ。こういう立場を言われているわけですね。そこで直接選挙では政治的中立性が保てないから、だから今度任命制にしたのだ、こういうふうには御説明になつておるわけですね。

そこで私は伺いたい点は、住民の意思表示の最も正確なる方法としては無記名、一人々々の投票という形が最も住民の意思が正確に表われるということに議論の余地がないでしょうかね。それはお認めになりましようね。

○国務大臣(清瀬一郎君) いいと思ひます。

教育行政のところに書いてある「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」というこの条文は、より住民の正確なる意思表示の手段としての秘密無記名投票から間接的な任命に移つただけ、それだけこの基本法十條の精神は後退した、弱くなつたということに議論の余地はありませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 違います。そうは考えておりません。

○矢嶋三義君 どういうふうにかえておりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 委員会の第一条も教育基本法の第十條も、国民全体に對し直接責任を負う。九千万国民に對して責任を負う。そうすると、ここに三千人か四千人の村の直接投票という方法が、北海道も九州も寄せて全体に對して責任を負う最良の方法であるかどうかは議論の余地があります。

○矢嶋三義君 子供には親があるわけなんですね。私は親が憲法にも書いてあるように子供を育成する最も手近な最高の私は責任者と思つております。その人々が自分の意思表示をして、皆さんがするわけですよ、その地域の住民がね、そうして教育委員会を構成して、そういう方々がその責任においてかわい子子供の教育というものを責任を持ってやつていく場合と、間接的に選ばれた教育委員がそれをやる場合において、その教育行政に子供に直接の親である、責任者であるところのその主権者が関与する度合いというのは大臣、違ふでしょう。そのところを一つ……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の問題は

国民全体に対して責任を負う、こういうことなんです。全体という文字に注意して下さい。これは憲法第十五条の一般公務員にもある規定でございませう。公務員はいく政治で……、昔の言葉で言えば国家の公僕です、これは公務員にも適用される規定であります。親切ない政治をして、国民全体に責任を負う。そこで教育委員会が、何かよりよい方法でいい教育委員会ができて、いい教育行政をやれば、それはいいなかのすみで一所所であっても国民全体に対していい教育をしたということになるのであります。そういう意味で私は国民全体に対して責任を負うこととは、その町村の直接選挙にこだわらず、直接選挙をされた町村長が、直接選挙をされた町村会議員の同意を得て、良心的に最も人格が高潔で、教育、学術、文化に対して見識ある人ということ、良心的にこれをこさえて、いい教育委員会を作れば、その委員会の仕事は、国民全体に対して責任を負うたい委員会ができるであらう、必ずしもその村だけで直接選挙をする者だけが国民全体に対して責任を負うのではない、こういう私は思想でおるのです。

○矢嶋三義君 ちよとね大臣、この点は、こんなところで時間をとるのはもったいないのだけれども、大臣がそういうこと言うからいたし方ないので、あなたが憲法の十五條の公務員を取り上げられました。具体的に言います。Aなる村の公務員、それは住民によって公選された公務員もございませうし、またその首長によって任命された公務員もありませう。この公務員の国家の主権者に対する責任の

度合い、その村の住民に対する責任と、それから北海道の村の住民に対する責任とは同じですか。どうですか。あなたは同じように論を立てておられるが、いかがですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 公務員は国民全体的に考えて奉仕しなければなりませんので、Aの村の公務員だからといってAの村のための、他の村を犠牲にするという奉仕の仕方は、国民全体のためじゃないと思います。

○矢嶋三義君 そういう変なことをおっしゃいますが……。『変なことじゃない』と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、騒然。

○委員長(加賀山之雄君) お静かに願います。

○矢嶋三義君 私は九州の村の公務員が、北海道の村はどうなってもいいと考えて言っているのじゃないですよ。それでは聞きましょう。地方公務員法の中に、一つの村の、ある村の公務員は住民の、国民の奉仕者であるから、その行政区域内では選挙運動はしてはならない。しかし他村に行けば選挙運動はやつてもいいということがちゃんとあるじゃないですか。それならどこから出て来ているのですか。あなたが言うようにある村の公務員は公務員なるがゆえに日本全国の国民に対して責任をとる度合いというのが全く同じだというふうなら、そんな法律が成り立つ理由がない。国家公務員の場合はそうです。だが地方公務員の場合は違います。ある村の教育委員会が公選された、その教育委員会はその村における住民に対する直接責任を持っています。度合いと、隣の村の教育に対して持っている責任の度合いとは違っています。

よ、はつきりしておると思う。どうですか、それは。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の選挙運動のことは、弊害があるからそうしておるのです。それと今の場合は違っています。今の戦後の日本の政体は、あなたの御承知の通り主権者は国民であります。天皇じゃございませぬ。国民全体というものが私どもの御主人であります。その国民全体に向って責任を負うということ、昔は上に向って忠義をせよと言ったのが国民全体に向って忠義をしつとあるということなんです。おわかり願いたいと思います。それゆえにこの村の収入役じゃといって向うの村を害してこの村のために尽くすという心持はいいけないのです。やはり主権者たる国民全体に向って働く心持ちでお勤めをしないくちやなりません。

○湯山勇君 私は新しい説を承わったので一つ重ねて承わりたいと思つた。国民全体に対して責任を持つというものは、法律の建前が全国の教育委員会を対象にして立てられておる、こういうことから全国の国民という表現があると思つた。けれども大臣がおっしゃる通りに、たとえば兵庫県のある村の教育委員会が北海道の教育の責任を持つ、こういうことを常識的にも考えられない。またある村の村長が、たとえば九州のある村の村長が北海道のある村の住民に対して責任を持つ、直接責任を持つ、あるいは鹿児島県の県議会が北海道の道民に対して直接責任を持つ、こういう大臣の説はこれは正しいのか、大臣は今まであらゆる法律、地方自治法なりその他の法律をそういうふう解釈しておられたのかどうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 国民全体というのはい人々々々じゃないのです。今日の憲法の解釈としては国民という一つの集合体なのです。これが主権者です。北海道のそれとこれというのじゃないのです。でありますから、その村のために公平ない委員会としてサービスをするということは、やはり国民全体、主権者に対して義務を尽しておることでございませう。

○湯山勇君 私は今のような精神を聞いておるのじゃなくて、具体的に鹿児島県の県知事は北海道の住民に対して直接責任を持つと、こういうことになるのかどうか、そういう解釈ができるのかどうか。『そんな粗雑なこと言っちゃだめだ』とどっちだ』と呼ぶ者あり。

○国務大臣(清瀬一郎君) いや大切なことですから、あやまちなきために私申し上げます。国民全体というのは国民全体の集合体なのです。実際は生れたり死んだり毎日しておりますけれども、日本国民全体なのです。それに対して主権が与えられておるのです。一人一人が持つておるわけじゃありません。日本国民全体が、全体というものがあつてそれに主権が与えられておる。その主権者たる国民全体に向つて義務を尽すのであります。なお参考にご教育委員会法は「国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により、」といふことをいっておる。その自覚がなければいけません。自覚はおれは何か村の委員じゃけれども、自分の職務は実に導く職務だ、国民全体のためにこの委員会にお勤めしなければならぬ、こういう意味と私は解しておる。それは一方で憲法に国民全体が主権者だという思想と相裏表しておることとございませう。戦後の日本国家の構造の中心でございませう。昔だったら皇室が天皇陛下に忠義ということに職務をとれと言つたけれども、今日は国民全体のために仕事をせんらぬという自覚のもとにやれと、こう書いておる。私の言う方が私は正しいと思つておるのです。

○湯山勇君 大臣の今おっしゃったことはその通りです。私はそのことは大臣のおっしゃること百パーセント支持します。たださういふ自覚のもとにそれじゃ責任を持つのはどこへ持つのか。それは自分の村の教育をよくしていく、村をよくしていく、こういうことに対して直接責任を持つ、そういうことが積み重ねられて大臣のおっしゃるような事態ができてくるのであつて、自覚と、事実的な根拠に基いて直接責任を持つというのとはやはり区別しないくちやならない。もし大臣がそれと同じだとおっしゃるのなら、法律の上で、現行教育委員会法で一体鹿児島県の教育委員会が北海道の住民に責任を持つといふことがどこに示されてあるか、これをお示し願いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 北海道の道民にというか、北海道の住民をも含めた国民全体と御了解願いたい。北海道も青森県も全部含めた国民全体というものが今の憲法にはあるのです。それに対して責任を持つのです。しかしながら、仕事はどことするかといふはAという村です。Aの村の教育委員として職務を完全に尽すので、Bの村も害せず、Aの村の職務を尽す

ことは、それで国民全体に義務を尽し  
つつあるのであります。

○安部キミ子君 文部大臣のお説で半  
分くらいは了解できましたけれども、  
せっかくお説になりましたたゞいま  
の委員会法の第一条の条項であります  
が「国民全体に対し直接に責任を負っ  
て行われるべきである」という自覚の  
もとに、公正な民意により、地方の実情  
に即した教育行政を行うために、教育  
委員会を設け、教育本来の目的を達成  
することを目的とする。」これで一つの  
条文になっているわけです。今まであ  
なた方が国民々々とおっしゃいますけ  
れどもそのことはまだ半分しか説明が  
なされてない。そこで地方の実情に  
即した教育行政を行うためにその地方  
の教育行政の直接責任を持つことは、  
やはり地方の直接選挙によって責任を  
持つことが国民の「そんなことどこに  
も書いてない」と呼ぶ者あり責任が  
果せるのだ、こういうふうには解釈す  
べきですよ。「そうじゃない」と呼ぶ者  
ありあなた方は半分しか文章をお説  
みになってない。第一条の半分しか  
解釈しておられないから、そこにいろ  
いろ疑問があるわけです。ですから、  
新しい教育委員会法ができて、従来の  
教育は誤っていた、国家統制のよう  
な——今あなたが従来のようにばうと  
した国民全体の責任だ、国民全体の責  
任だといって、文部省が上から綱を  
引っ張るような行き方ではなくして、  
その地域々々の社会に適応した、地域  
社会の国民の気持に合った教育をしよ  
うというのがこの教育委員会法ができた  
建前なんです。この教育委員会法が  
できた建前ですよ。でありますから  
ら、やはり地方の実情に即した教育行

政を行うには、どうしてもその地方の  
人が直接一人々々——国民というのは  
今集団だとおっしゃいましたけれども  
も、その集団という観念は、一人々々  
の集まりが集団なんですね。ですから  
その地域の人の集団ですよ。地域社会  
における教育行政は、その地域社会の  
人全体が責任を持つのだ、そういう地  
域社会が幾つもあつて国民全体の責任  
にもつながるので、私は両方兼ねてい  
ると思う。でありますから、私はこの  
教育委員会法の第一条なるものは、こ  
の第一条の条文の初めから終りの文  
句、この一条全体の内容を把握して、  
そしてこの根拠に立ってやはりその地  
方の国民に即応した教育をなされなけ  
ればならない、そういう意味でやはり  
直接選挙によって一人々々の国民の意  
思をそういう直接選挙によって反映  
し、またそういう反映された教育委員  
によって国民の意思にこたえる、こう  
いう建前になっておられるのであり  
ますが、先ほど大臣の説明ですと、何  
か北海道の端の方の責任まで鹿児島  
知事さんなり、あるいは市長さんな  
り、教育委員なりが持たなければなら  
ぬという話をなさいますと、保守党の  
方でも笑わなければならぬようなこ  
とになるのです。「とんでもない」と  
呼ぶ者あり。先ほどから笑っていらっ  
しゃるけれども、やはり文部大臣はこ  
の文章の全文を十分理解して、一つの  
文章として解釈なさなければ、しり  
きれトンボのように途中からあととお  
説みにならないで、そして解釈の中  
に入れないで議論なさつても正しい考  
えにはならないと思う。私のこうした考  
えにおそらく文部大臣は同調なさるだ  
ろうと思いますが、御所見をお尋ねい

たします。

○国務大臣(清瀬一郎君) 遺憾ながら  
少し違ひのです。繰り返すようです  
が、国民全体のためというのは、北海  
道におるおじさんとかおばさんとかい  
う一人々々じゃないのです。北海道も  
九州も含めた日本国民全部というもの  
を一つ頭において、これが日本の主権  
者であります。「先ほどとは大分違つ  
てきた」と呼ぶ者あり。それに対して  
責任を負うということでありまして。そ  
れからして、この話を短かくするため  
に、全部は読みませんでしたが、教育  
委員会法の一一条はここに書いてござい  
まして、この中には「公正な民意」と  
いうことがあります。この「民意」も  
日本国民全体の民意であります。地方  
の実情に即し、それに地域社会の状況  
をも参酌せよということでもあります。  
そういう意味で教育行政を行うために  
教育委員会を置く、この規定が、しか  
らば直接選挙でないというところ、この三  
つのことが行なえんかというの、私は  
はそのみ考へておらない。直接選挙  
によらないでも、委員選任の方法に  
よつては国民に直接の責任を負い、公  
正なる民意を反映し、地方の実情に即  
して委員会が成立し得るものと、かよ  
うに思つております。さようなところ  
が、あなたの今繰り返しておっしゃるこ  
とと少し違つております。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のは基本  
法全体のことですか。

○安部キミ子君 そうです、この教育  
基本法が出された精神です。

○国務大臣(清瀬一郎君) 基本法全体  
のことは、長い講釈になりますから、  
一口で申し上げられませんが、  
一口、二口じゃ言われませんが、  
(笑聲)ここに前文は書いてあります  
通り、民主的で文化的な国家を建設  
して、世界の平和と人類の福祉に貢献  
するようなことを決意して、この理想  
の実現は根本において教育の力によら  
なければならぬ、これが第一であり  
ます。すなわち民主的で文化的な国家  
を建設して、世界の平和と人類の福祉  
に貢献する、こういうことを、大きな  
ことを言つております。そのためには  
どうするかといへば、教育の目的は、  
平和的な国家及び社会の形成者を作  
る、こういうことでもあります。そのた  
めにどうするかといへばまず「人格の  
完成をめざし」ということ、「真理と正  
義を愛し、個人の価値をたつとび、勤  
労と責任を重んじ」という精神を鼓吹  
する、また心身ともに健康な自主的精  
神に満ちた国民を育成する、これが教  
育基本法の大眼目でございまして、第  
一条が、しまいまでこれを申し上げよ  
うと申しております。

○安部キミ子君 どうぞ。「まあいい  
じゃないか」と呼ぶ者あり

○委員長(加賀山之雄君) ちょっと安  
部委員にお諮りいたしますが、この教  
育基本法というものは、矢嶋委員が今  
質問中の案件でもありますので、いか  
がですか。

(矢嶋三義君「いいですよ」と呼ぶ  
者あり)

○安部キミ子君 よろしいとおっしゃ  
いますから……。

○国務大臣(清瀬一郎君) こういう意  
味において、私は非常にいいことを書  
いてあり大きな法律と思つておりま  
す。文化国家の理想を達成するための  
根本法でございます。

○安部キミ子君 私は教育基本法が生  
れた動機とか何かについては、今度公  
聴会もありますことで、いろいろそう  
いう過去の立場におられた方たちの意  
見を聞いてみたいと思ひますが、この  
間文部省から出された資料によりまし  
て、そして終戦直後の日本の教育の  
混乱をどういうふうにして直していつ  
たらいいか、わけても一番焦点とされ  
ていることは、今大臣がおっしゃいま  
した民主的な政治をし、民主的な教育  
をする、そして平和国家、文化国  
家を作るのだ、またそのほかいろいろ  
目的は広範にありますけれども、要す  
るに戦前の教育の反省のもとに、私は  
この教育基本法というものが、憲法第  
二十三条のもとに発展してなされて、  
さらにそれが教育委員会法に発展して  
制度ができた、こういうふうには解釈  
しております。要するに問題は民主的  
な国家を作るといふことは、一人々々  
の気持が、戦前のような政治や教育や  
らだと、みんな抹殺されていた、個人  
の人格の尊厳というものは無視されて  
いた、それではいけないというので、  
一人々々の人格を尊厳した立場で教  
育を立て直していこうというこの高  
遠なる精神のもとに教育基本法がなさ  
れている、こういうふうには、まあこう  
いうことは今文部大臣がおっしゃった  
通りだと思ひます。そういう立場に



うか、こいつを掘り下げていかなくちゃならぬわけです。今そこまできているわけですから、それで、さつき安部委員の質問があるので、それをまたやってみよう。

○安部キミ子君 私は、私の発言を他に転じられたことに非常に不満を持っています。私はこの問題を、もう少し大臣の所見を聞かないと、この改正の委員会議法を出された、この根本の精神というものが私ははっきりしないのです。今の大臣の答弁ですと、国民のためになるという判定が立てば、こういう言葉を使われました。それではですよ、直接選挙より間接選挙で選んだ委員の方が国民のためになるという判定は、（それは違う）と呼ぶ者あり）一体それがするのですか。違いはせんですよ。書いてある。そういう判定はだれがするのですか。

○国務大臣（清瀬一郎君） 皆さんがなさるんです。立法機関たる国会がするんです。

○安部キミ子君 そうしますと、大臣の御趣旨は、直接選挙より間接選挙の方がよりいいという、こういう断定に立っておられるのですか。

○国務大臣（清瀬一郎君） そこで矢嶋さんが話を元へ戻されたところにはまるのです。この案は、（安部キミ子君「いや、私の聞いたことだけ」と述ぶ）ちよつと待って下さい。しまいまで聞いてからおっしゃって下さい。ゆっくりやりましょう。（笑聲、「賛成」と呼ぶ者あり）この案は、やはり現在の日本の状況を多分に考へての案であります。で、直接選挙でやりますというのと、教育委員会の選挙だから、本来所属政党などは考えないで投票してもら

うのが理想であります。法律には書いてありませんけれども。しかし今の情勢からすれば、それは一種のお説教であつて、だんだんと、これ去年の秋から二大政党組織が完成いたしました。私の党派もこの間各県ごとに支部連合会を作りました。この次は村ごとにやるのです。承われば、社会党の方のも覚組織の徹底には、私も以上に御尽力あそばしております。この情勢でいきますと、教育委員の選挙というものが、やはり政党が中心になる情勢にあるのであります。この情勢判断が誤まれば、私も政治家として責任をとらなければならぬ。どうもそういうことになりはせぬか。そうしますれば、五人の教育委員が甲の村では全部これは社会党の教育委員になる。乙の村では私の方が全部とるということもあり得るんです。それは極端な場合で、あるいは五人のうち四つたりとか三人とかいうことになりましよう。そういうことでやっていますと、これは危なくなる、それが一つと、もう一つは、選挙ということになりますと、実際の適任者がありません。立候補して運動するということには控へ目になる方もございます。ことに日本の御婦人などにおいて、それが相当あると思ひます。安部さんのようなりつぱな方は別でありまうけれども、家事等に忙殺されて、子供の世話をしたくてもできないという人もございます。そういう現在の情勢をそのままにわれわれはみて、公平を要する人事委員会とか、あるいは公安委員会とかでやつて成功しているのです。すなわち団体の長が、これは選

ばれた人です。選ばれた議員と相談をして、意見の高い人から選ぶと。そこでまたもう一つ、こう考えたのです。同じ党派が二人以上は、二人はいいけれども、五人のうちですよ、三人以上になると、一つの党派がマジョリティをとるからこれはいけない。その制限は私も発明したのじゃなくして、人事委員会、公平委員会、公安委員会でもやっております。それでうまくいっている。ですから、一つの党派が全委員を独占しないように、そこに一つの制限を設けて、五人までのうち二人だけはよろしいが、三人以上になるとそれはちょっとやめてもらう、こういう制限を設けて、村内に相当ひまも持ちであり人格も高潔な人、これらの、たとえば東京でもこんな広いところでありますから、東京に五人の大家を選ぶという、相当偉い人が出てこれると思うのです。それを、じゃ君選挙するかと、これはなさいません。現実の俗論とおっしゃれば俗論でございましょう。しゅんとした一本の議論じゃありませんけれども、それやこれやを考へ合せますという、委員会を政党本位の選挙して、選挙すれば勝つが面白いのだ、勝つのだつたら、全員みなとるのが一番いいのです。そういうふうな政争のちまたにこれをおくよりも、やはり落ちついて長が議会の同意を得て五人を選ぶ、これはそのうちにはきつと御婦人は少くとも一人ぐらひは選ぶ慣例ができる方がいいと思うのです。そういうふうなことになる方が、実質的に学校のため、子供のためになるから、それでこの案をとつたのでございいます。あなたの方のように、選挙が一

番民主的だとおっしゃれば、それは直接選挙がバイ・ザ・ボールの法則にあるということも、私もよく知っております。けれども昭和三十一年まで日本をずっと調べて衆議院にありますが、また参議院におられまする党の同志といろいろ徹夜して考え、これが一番よろう、世間ではどう批判されるかしらんけれども、しかし実際の案としてはこれがよろうという結論に達したのでございいます。お聞き下さつてありがとうございます。（笑聲）

○安部キミ子君 大へんはめられたのだから、悔辱されたのだか、けなされたのだか、侮辱されたのだか、お言葉をいただいて恐縮しております。そういう大臣の所論を展開していきますと、今度はその地方の町村長さん、ひいては知事さん、この人たちの政党の所属で、これは大臣がおっしゃいました立場で解釈いたしますと、どっちかの政党になります、社会党が自由民主党かになります、このなりました選挙は一体どうなしますか。中立性が保たれますか。

○国務大臣（清瀬一郎君） この自治体の選挙は、私はやはり政党本位にこれからいくと思ひます。今私どもの選挙区では、ほとんどは村長が政党に所属しておられる方は比較的少ないです。無所属の人が多いのでありますけれども、これからはやはり政党に属することになると私は思ひます。しかしながら村長が自由民主党であつても、自分の党派の人は二人しか選べない、三人は党外の人を選ばなければならぬ。また社会党の村長さんがおられても、社会党の議員は二人しかとすることはできないのです。あと三人は

ほかからとれというものが、この案のみでございいます。

○安部キミ子君 そうしますと、大臣は任命制の方が中立性が保てる……

○国務大臣（清瀬一郎君） さようです。

○安部キミ子君 中立性というものの解釈の基本になるものが、たとえばある村ではあるいは民主党ばかりになるか、あるいはあるいは社会党ばかりになるかもしれない、この心配が、そういうふうな任命制になったということになれば、心配のあまり、そういうふうな任命制になったというのであれば、大臣はこういうことを考へておられるのじゃないでしょうか。知事選挙も市町村のいわゆる町長さん、村長さんという、そういう方々も行く行くは任命制にしたいのだと、こういうふうな考へておられるのじゃないかと思ひますが、どうでしょうか、その点は。と申しますのは、三年前ですか、自由党もあれば何ですか、地方改革が何かでそういうふうな地方の任命制の線をお出しになつておられた。それから民主党もそういうふうな党の方針が望ましいというふうな政策を出されておられたことを私はほんとに頭に浮べたのであります。が、そういうふうな、昔のように任命制の方がより民意を、いわゆる中立性を保つことができないかと思ひます。が、この点はどうか思ひます。

○委員長（加賀山之雄君） ちよつと安部委員に。この点は過日の総理大臣に對する御質疑中にもあつて、あらためて文部大臣からお聞きになる御趣意ですか。

○安部キミ子君　そうです。

○国務大臣(清瀬一郎君)　私は知事、町村長の任命ということは考えておりません。

○安部キミ子君　直接選挙が民主主義でない、こういう民主主義に反する場合もある、任命制に今度の法案を作りかえた、わけても女が、非常に出たいと思うような人でも出ないだろう、これはおとといの、二、三日前の委員会です。言われました。いい人がおられるのだけれども、ああいいう人を教育委員に出せばいいと思っておられるけれども、そういう人は立候補なさらないので、そういう人を今度任命したい、こういう意味もあって任命制がいい、ということも言われました。実は大臣は御承知でございまして、私も県の教育委員をしておりまして、選挙というものはみなみのものじゃないです、ずいぶん苦労したもんなんです、もちろん、私もよく立派な人が山口県にも女性の方であるいはおられたかもしれない。私はほかであつたもので、それから、ほかの方が教育委員になりましたけれども、先日の話によると、そういうふうな答えにもなるうかと思つたのです。(「ならぬ」と呼ぶ者あり)そこで、私はそういうふうにとつて、私は教育委員になつて、県なら県の教育行政を立派にしていきたく、少くとも自分の自主的な気が動かなければ、こんな選挙というふうな大きな仕事に立候補する人はいないのです。まして、女性というふうな立場の人にはもうよほど気遣ひが何かばかなければおそろしく立候補の決意をしないと思つたのです。私はその類に属するものでありますので、そういう過程を

経てきましたが、しかし、また一面から考えますと、任命されて意欲のない人が教育委員になつて、果してほんとうに責任のある教育行政をやりたい

るかどうか、私はこういう点にも疑問を持ちます。私の体験から通して疑問を持ちます。それから地方民が選挙したと、地方民は選挙するからには非常に関心を持っておられるわけですね。この教育委員会というものに非常に関心を持っておられるのです。それで教育委員が何をやるか、教育委員という仕事はどのような仕事かと、こういうことは年々年々を経るに従つて地方の人たちも関心が強くなつてきています。一例を申し上げますと、私の町で一昨年小学校に火事がありました。その火事で焼けます前までは地方の教育委員会制度ができて、むしろ、その空気が、地方教委は作らない方がいい、という考え方があつたんです。ところが、火事があつて、さあ再び学校を建築しなければならぬ、というこの子供の幸福についての直接の問題が起つてきます。ときに、一番私の町、市でございますけれども、市民の気持をくんでよく学校の再建に努力して下さつたのは、やはり教育委員会の方だつたのです。そうして、やっぱり教育委員会制度はいいものだ、と、地教委はよくないといつて初めは反対したけれども、私の市でこの学校が再びに再建できたのも、やっぱり委員会制度があるからよかつたし、また私もが選挙した委員が働いて下さつたことに非常に私の市でも市民が喜んでゐるわけです。それが今度任命になりまして、まあ任命といひますと、半分はお役人みたいな気持であ

りまして、まあこの任命ということが果して先ほどの二本建の問題、予算の獲得の問題にも私はつながつて、もつとゆつくり大臣の意見も聞きたいので

すけれども、やはり直接選挙すれば、それだけ関心が深まるわけですね。そうして、また責任も感ずるわけなんです。その市の教育委員がおかしいことをやつたりなんかすると、なんだあんなのに投票してということになる。早い話が、国会議員のわれわれでも、おかしなことをしたり、あるいは乱闘国会なんかしますと、選挙した県民の人は、何だ自分が選挙した代議士はあんな行爲をやつてゐるじゃないかと、いふに非常に関心が強い。でありますので、私は大臣が先ほどからるると任命制の方がいい、教育行政ができると言われましても、私が実際に通つて来た道を振り返つてみましても、決してそういう答がそのまま真実とはならないと思つたのです。

いわば調和という言葉の意味について

も、私はそのまゝそういうことになれば、調和という言葉は使われなかつたと思ふ。これは一つの権力です。圧力で、すよ。調和にはならないと思ふ。自分の思つたようにしようと思ふ。どうしてそこに圧力的な色彩が出てくる。でありますので、大臣の方の提案説明に、調和という言葉がしばしば使われたし、またあなたにも今までの委員会です。言つておられますけれども、必ずしも調和ではなくしてそれは圧力だ、権力だ、私はこういうふうな解を積する。なぜなら、どうしてもその一党一派の知事さんなり、市長さんなり、町長さんなり、村長さんなり、自分のめがねにかのうた議員を任命するといふ形になるまいと思つた、なるのが常識なんです。そういう建前から、あなたが中立と言われましても、どうも、こういう言葉が一体成り立つかどうか、これも国のためになる、国民のためになる判定という、その判定そのものにも問題が出てくる。それでその責任を、国民自身が、地域社会の国民自身が真摯な責任を持てば、もし間違つても国民自身に責任があるわけなんです。たとえば乱闘国会をするような国会議員を国民が出していろいろな批判があつたとしても、それを突き詰めて考えれば結局国民自身に責任があるわけです。そういう国会議員を出したということに、こういうことで国民自身が責任を持つという建前からいけば、あくまでも直接選挙よりほかにないといふことの前提に立たなければ、私は教育委員会法の第一条にも、教育基本法にも沿わない、こういう

ふうに考えますが、大臣はどうなんですか。

○国務大臣(清瀬一郎君)　長いお話でありましたが、その根底に民主主義で政治的に選挙をされておるものだから、それに依存してやればいいんじゃないか、こういう思想のもとにいろいろお話があつたことと思ひます。国の一番大切な国会も政治的にやつておるのです。また県会も将来は町村会もそうなりましよう。それも一つの見解です。ただししただいまは各種の活動のうちで教育だけはそれに例外を求めて中立と申しまして、教育基本法の八条に、学校は、特定の政党を支持し、または特定の政党に反対するやうな政治教育をするな、また教育の中立に関する法律というものがございまして、特定の政党その他の政治団体を支持しまたは伸張する目的でやるなというので、徹底した民主主義とおつちやれば、学校も政党でありまされども、これも人類の経験でやはり学校だけは政争の、政治の争ひのほかに置かうといふことが第二次の日本の国の法律の目標でございまして。だからさう言うてしもうて真の中立はないじゃないかといふたやうなことであきらめてしまわないで、できるだけの中立組織はすべし、いい、こういうことであります。そうすれば直接選挙をするよりも、先刻申しました通り、同じ党派には委員は三人はいけないといふやうな制限で選ぶ。選挙は数目的で、全部とるのが一番いい。しかのみならず、もう一つお考え願ひたいのは、法律では第十一条の五項であります、教育委員になつた人は積極的に政治運動はできな

いのです。そういう規則を設けております。これも中立を保つためであります。それでもなおいけないということであつたらリコール制で第八条を設けております。こういうことで人間の力でできるだけのやり方子供に政治的の偏見を与えないように政治的中立を保とうというのでございます。私もあなたのおっしゃる通り、一時は民主主義になつた以上は中立というところかしと考へたこともあるのです。しかしそれは理論で、理論のための理論である。今日日本の実際としてはだれも学校だけは中立をどういう理屈かしらぬけれども、政治的中立を保つことをみな望んでおります。この現実に即応して立つたのがこの法案でございます。

○安部キミ子君 大臣が今、教育は政治のほかに置くべきである、こういうふうに言われたお答えには私は賛成なのです。そうあつてほしいと思つて私は今こういうふう質問しているわけですが、そういうことをかつて先日から問題になりましたように、十大学の学長さんの声明にも、教育は時の政党の支配に置くべきじゃない、政党がかつて、教育の方針が変つては困るのだ、そういう外に置いてくれ、といつて、教育の中立性を心配してあつたような声明が出された。ところがあの十大学長の声明は、この法案が出されたことに對して反對の意思表示をしておられるのです。そうしますと、今の大臣の答弁とはなほ食い違ひ、全くうらはらになる。大臣は現在の教育委員会法や何かでは教育の中立性が保てぬからこの法案を出した、ところが大学長初め国民の大多数はこの法案が

教育の中立性を侵すものであるという心配から、こういうふうな委員会でもやましく大臣に質問するわけなのですが、一体こういう食い違ひした大臣の考え方はどこからくるのですか。大臣の御答弁を願ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私は草案者でありますから、この法律の性質は私の方がよく知つておると思ひます。しかしながらあの十大学長の声明にも、政治から離れる、今の言葉で言へば、中立性を保つてということであり、中立性を保つてというのと申し上げたのです。この案の目的と同じことです、その点は。

○安部キミ子君 私はそれから、今大臣が、政治の中立性をこの法案は保つたのだとおっしゃるけれども、先ほど申し上げましたように、委員を任命する市町村長とか、あるいは県会あるいは知事というものは政党に属してある、れっきとした政党人なんです。そうでしょう。こういう政党人が任命されるということ、ほんとうに中立的な人が社会党からも二名あるいは自民党からも二名になるけれども、定数が五人とか七人とか三人とかいう奇数になつていくわけですね。それで奇数どつちを二にするか、どつちを三にするか、七人の場合どつちを二にしてどつちを三にするか、五人の場合どつちを三にするかというものがあつて問題になる。もうそのこと自体で中立性が保てぬわけなんです。奇数でしよう、みな奇数なんです。委員の数。だからこういうことはあなたがあるいは女性を任命するためだとかおっしゃいます、あなたの言われるほど地方の教育行政は任命によつて私

は円満にはいかない、それはやはり何といつても地方民の直接選挙において、責任を地方民の一人々々に持たすことの方がほんとうの民主主義にかなう、こういう原則だけは、大臣、認めてもらいたいのです。(それは社会党内閣だつて……と呼ぶ者あり) 知事の選挙だつて、市町村の選挙だつてみな選挙ではないでしょうか。あなただつて選挙で出ているのでしよう。というの、参議院、昔の貴族院は任命だつたが……。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私に言つてゐることだつたらこつちに言つて下さい。

○安部キミ子君 そういうことできょうは五時の時間も過ぎていて、まことに時間違反でございまして恐縮でございしますからやめまされども、この問題はまた改めてじっくり、直接選挙が民主主義か、間接選挙が民主主義かというこの基本的な考え方は、もうちよつと時間をかけてゆつくり大臣のお氣持を聞きたいと思ひますので、きょうはこれで終りまして、次回に譲りたいと思ひますが、今申しましたこの直接選挙の方が民主主義と思われるかどうか、あるいは間接選挙の方が民主主義と思われるかどうか、この点を答えてもらいたいの、以上であります。

○國務大臣(清瀬一郎君) 話の前段は中立性のことから始めたのです。中立性を維持するということと民主主義を貫くということとは二つ違つたことなんです。そこで直接選挙がそれは民主主義のバイ・ザ・ピープルという理想に近いといふことは私は申し上げた、けれども教育委員会に關しては中立性を持たなくちゃならないことがある

ものですからして、間接選挙といふとちよつと語弊がありますけれども、直接に選ばれた町村長が直接に選ばれた町村議員に相談をして委員を作る、この要求は民主主義の要求じゃないのです、中立性からの要求なんです。そこでこの案に中立性を保持するためにどういう規定があるかは最後の總ざらいとして局長から一つ説明しますから、これをお聞き下さつてお聞きとり願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 法律の技術的の解釈の問題にお触れになつたやうでございします、その点に触れまして御説明申し上げます。第四条は任命を規定した条文でございしますが、第三項に「委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。」かようにございしますのは、委員が政党に所属する場合は二人まではよろしいけれども、三人までは同じ政党であつてはいけません、もしかりに五人の委員会におきましては、二人、二人、これは同じ政党でよろしいのでございします。あと一人は政党に所属しないかあるいはまたほかの政党に所属してある、こういうことならばこの条件にかなうわけでございます。従いまして過半数は同じ政党で制するということにはならない政治的中立を保つ条項として書いたわけでございます。

先ほど大臣お触れになりました十一條の第五項でございしますが「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」こういう規定がございします。

これも現行の公安委員会あるいは人事委員会等でも同じ規定を採用してあります、政治的中立を保たしめる作用を現在でもほかの委員会において選んでおるわけでございます、この法律におきましてこの条文を入れまして、政治的中立を保つ一つの条項といひたしたわけでございます。なおまた長の勢力が不当に委員に及ぶということはいけませんので、第七條に罷免の規定がございしますけれども、その第五項におきまして一定の事由を掲げましたその以外のことにつきましては、その意に反して罷免されないという規定を作つたのです。これは身分保障の規定でございします。

○安部キミ子君 逐条審議はまたゆつくりその段階になつて聞きますからよろしいです。

○國務大臣(清瀬一郎君) いやまだ……。

○政府委員(緒方信一君) 第八條にリコールの規定がございします、これは住民の意思によりましてその委員が適當でないと思われる場合には、これは自治法のリコールの規定をここに準用いたしまして、リコールができることにいたしました。これは住民の意思を十分ここに反映せしめる一つの方法としてこの規定を入れた次第でございします。(それもおかし)と呼ぶ者あり)

なおまた委員の任期を一年交代にいたしましたことについて申し上げます。これは付則の八條でございしますが、最初に任命される委員につきましては、一年交代で任期を切つております。これは一つの教育委員会の一貫性と申ししますか、ということにも関係いたします。

けれども、やはりこれもその中立性を保つ上におきまして任命いたしました長が必ずしも全部自分で任命しかねるということとは、これはないようなことにいたしております。以上のような点で中立性と安定性を保ちますために規定いたしました条項でございます。

○田中啓一君 矢嶋さんの御質疑も非常な重大な段階にきておりまして、要するに教育委員会は直接の選挙でなければならぬか、あるいはいわゆる間接選挙でもよろしいか、こういうことで非常に広範多岐にわたった質問が行われたわけでございます。私はまあ何一つおりましたらば明らかになったと存するのでございますけれども、しかし私どものところへ洪水のごとく殺到をしております電報それから手紙、はがきも、全く私のうちには通常の手紙は用をなしません、この中へまぎれ込みまして、さような実態は状態でございます。それから議事録は七十二万名か、署名された……、「七百二十万」と呼ぶ者あり）七百二十万名ですか、請願書が到着しておるといふお話も伺うのでございます。で、まだ請願書の方は拝見をいたしません、参りますもの、それからまたさういふ団体等で見書というふうなものを送ってこれを見ております。そういうふうなものを拝見をする、あるいはまた新聞等でも見受けられるのでございますが、どうも教育基本法第十条並びにそれを受けた教育委員会法第一条、これに本日御議論の中心になっておりました「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」あるいは「こ

の自覚のもとに、こういうのが両方の法律の条文にございます。それをほとんど引用しておられる。だから教育基本法第十条というものを變更しない限り、当然そこから直接選挙というものは生まれてくるので、これを變更することは相ならぬのだ、論理の当然として出てくる。こういう御議論が非常に多いように私は感じておるのであります。ところが私はこの教育基本法第十條あるいは教育委員会法第一条というものは、憲法の原文、「そもそも国政は、」云々、「権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」このあたりと関連がございます。して、ことに教育基本法は教育憲法とも言われたのであります。で、国民全体とか国民とかいふ言葉が国家公務員法にも使われております。あるいはその他の公務員法等にもあるかもしません。私は実は見ておらんのであります。これはまあ私も教育基本法にいたしましてこれは教育行政機関のことを規定しておる条文であります。また教育委員会法が教育行政機関を直接に規定するそのための法律であることとは言うまでもない。そこで早い話が、いわゆる役人あるいは公務員というものは、一体何のためにこの教育をつかさどるのか。従来ならば、もう官吏の第一は天皇陛下に忠誠であつた、これが第一なんです。それに対して、今文部大臣も繰り返し御説明ございましたように、そうではない、国民全体に対する行政だという自覚のもとに万事を入りに書いてあるものだと思ふのであります。ところが、たまたま直接選挙

と直接責任を負うというのは、何やら似ているように感じられますから、これはその機関の構成方法、すなわち選挙とか任命とかいふような構成方法についての規定なりと、こう読まれる方が非常に多いのじゃないか。で、私は今度の教育委員会法の改正に対する最大の誤解のあるところはここではないか、こういうふうに存じますので、文部大臣に明快に御答弁を願いたいことは、教育基本法あるいはそれを引きました第一条からは、ゆえに論理の当然の帰結として、教育委員の構成には直接選挙を用いなければならぬということとは出てこないかと私は考へるのであります。が、いかが御所見でございますか。明快に、一つ十分にまた御答弁を願えれば仕合せだと存する次第であります。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今田中委員のおっしゃいましたことで戻っております。全くその通りでございます。教育基本法第十條にしたところが、これがやはり憲法と関係して主権在民であります。国民全体というものに主権がありますから、国民全体に対して責任を持つべきです。選挙をせざる一般の公務員も憲法第十五條第二項で国民全体に対して責任を負うべきです。昔天皇に対して官吏が責任を負うたと同じように、今は公務員が国民に対して責任を負うのであります。これは非常な転換でありましたから、日本の国体にはこれを掲げておるのであります。また教育委員会法には、さらにこれを一つの自覚として、国民全体に対して責任を負うという自覚でやれと、こういうことを書いております。かくのごとく、自覚は新憲法下の公務員、委員の持つべき最高の自覚であります。このことからして、直接選挙でないという委員会は構成すべきものでないという結論は、決して出てきません。これは牽連を持つということを考えておるのは迷信であります。間違っております。

○湯山勇君 委員長、きょうは一つこれで、済みませんが……。

○委員長(加賀山之雄君) ただいま杜会の方から、総会の都合でこの程度でやめてもらいたいというお申し出がございましたが、あと理事会も実はやることになっておりますので、本日はこの程度で散会いたしたいと思います。が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加賀山之雄君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後五時二十五分散会

昭和三十一年五月十二日印刷

昭和三十一年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局